

平成27年第1回竹原市議会定例会会議録

平成27年第1回竹原市議会定例会日程

日 程	議案番号	件 名
日程第 1		会議録署名議員の指名について
日程第 2		会期の決定について
日程第 3	議案第 1 号	市道路線の認定について
日程第 4	議案第 2 号	ふれあいステーションただのうみの指定管理者の指定について
日程第 5	議案第 3 号	竹原市いじめ問題調査委員会設置条例案
日程第 6	議案第 4 号	竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
日程第 7	議案第 5 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
日程第 8	議案第 6 号	竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する等の条例案
日程第 9	議案第 7 号	竹原市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例案
日程第 10	議案第 8 号	竹原市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例案
日程第 11	議案第 9 号	竹原市公立学校使用条例等の一部を改正する条例案
日程第 12	議案第 10 号	竹原市工場等立地促進条例及び竹原工業・流通団地事業所立地促進条例の一部を改正する条例案
日程第 13	議案第 11 号	竹原市手数料条例の一部を改正する条例案
日程第 14	議案第 12 号	竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案
日程第 15	議案第 13 号	竹原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案
日程第 16	議案第 14 号	竹原市行政手続条例の一部を改正する条例案
日程第 17	議案第 15 号	竹原市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案
日程第 18	議案第 16 号	平成26年度竹原市一般会計補正予算（第6号）

- 日程第 19 議案第 17 号 平成 26 年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 20 議案第 18 号 平成 26 年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 19 号 平成 26 年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 22 議案第 20 号 平成 26 年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 23 議案第 21 号 平成 26 年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 24 議案第 22 号 平成 27 年度竹原市一般会計予算
- 日程第 25 議案第 23 号 平成 27 年度竹原市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 26 議案第 24 号 平成 27 年度竹原市貸付資金特別会計予算
- 日程第 27 議案第 25 号 平成 27 年度竹原市港湾事業特別会計予算
- 日程第 28 議案第 26 号 平成 27 年度竹原市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 29 議案第 27 号 平成 27 年度竹原市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 日程第 30 議案第 28 号 平成 27 年度竹原市介護保険特別会計予算
- 日程第 31 議案第 29 号 平成 27 年度竹原市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 32 議案第 30 号 平成 27 年度竹原市水道事業会計予算
- 日程第 33 一般質問
- 日程第 34 発議第 27-1 号 竹原市議会委員会条例の一部を改正する条例案
- 日程第 35 発議第 27-2 号 「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」構築への取り組みを求める意見書（案）
- 日程第 36 閉会中継続審査（調査）について（議会運営委員会・総務文教委員会・民生産業委員会）

平成27年第1回竹原市議会定例会議事日程 第1号

平成27年3月3日(火) 午前10時開会

会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 1号 市道路線の認定について
- 日程第 4 議案第 2号 ふれあいステーションただのうみの指定管理者の指定について
- 日程第 5 議案第 3号 竹原市いじめ問題調査委員会設置条例案
- 日程第 6 議案第 4号 竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 7 議案第 5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議案第 6号 竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する等の条例案
- 日程第 9 議案第 7号 竹原市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例案
- 日程第10 議案第 8号 竹原市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例案
- 日程第11 議案第 9号 竹原市公立学校使用条例等の一部を改正する条例案
- 日程第12 議案第10号 竹原市工場等立地促進条例及び竹原工業・流通団地事業所立地促進条例の一部を改正する条例案
- 日程第13 議案第11号 竹原市手数料条例の一部を改正する条例案
- 日程第14 議案第12号 竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案
- 日程第15 議案第13号 竹原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案
- 日程第16 議案第14号 竹原市行政手続条例の一部を改正する条例案
- 日程第17 議案第15号 竹原市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案

平成27年3月3日開会

(平成27年3月3日)

議席順	氏 名	出 欠
1	今 田 佳 男	出 席
2	竹 橋 和 彦	出 席
3	山 元 経 穂	出 席
4	高 重 洋 介	出 席
5	堀 越 賢 二	出 席
6	川 本 円	出 席
7	井 上 美 津 子	出 席
8	大 川 弘 雄	出 席
9	道 法 知 江	出 席
10	宮 原 忠 行	出 席
11	北 元 豊	出 席
12	宇 野 武 則	出 席
13	松 本 進	出 席
14	脇 本 茂 紀	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 西 口 広 崇

議会事務局次長 住 田 昭 徳

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	吉 田 基	出 席
副 市 長	三 好 晶 伸	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	中 川 隆 二	出 席
総 務 課 長	塚 原 一 俊	出 席
情 報 化 推 進 室 長	塚 原 一 俊	出 席
企 画 政 策 課 長	福 田 吉 晴	出 席
財 政 課 長	沖 本 太	出 席
税 務 課 長	向 井 聡 司	出 席
会 計 管 理 者	前 本 憲 男	出 席
会 計 課 長	前 本 憲 男	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	広 近 隆 幸	出 席
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	広 近 隆 幸	出 席
市 民 生 活 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
市 民 健 康 課 長	森 野 隆 典	出 席
ま ち づ く り 推 進 課 長	國 川 昭 治	出 席
文 化 生 涯 学 習 室 長	堀 信 正 純	出 席
忠 海 支 所 長	森 野 隆 典	出 席
人 権 推 進 室 長	博 庄 八 郎	出 席
福 祉 課 長	平 田 康 宏	出 席
子 ども 福 祉 室 長	井 上 光 由	出 席
建 設 産 業 部 長	細 羽 則 生	出 席
産 業 振 興 課 長	桶 本 哲 也	出 席
商 工 観 光 室 長	向 井 直 毅	出 席
建 設 課 長	大 田 哲 也	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	有 本 圭 司	出 席
上 下 水 道 課 長	宮 地 憲 二	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	桶 本 哲 也	出 席
教 育 委 員 会 教 育 次 長	久 重 雅 昭	出 席
教 育 委 員 会 教 育 振 興 課 長	久 重 雅 昭	出 席
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	九 十 九 邦 守	出 席
公 営 企 業 部 長	宮 地 憲 二	出 席

午前10時00分 開会

議長（北元 豊君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第1回竹原市議会定例会を開会致します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議長から報告を致します。

まず、監査委員より平成26年11月から平成27年1月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、議長において受理致しております陳情書等につきましては、陳情等受理状況一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、議案の説明員として市長並びに説明の委任を受けた者の出席を地方自治法第121条の規定により求めておりますので、報告致します。

以上で議長からの報告を終わります。

それでは、これより日程に入ります。

日程第1

議長（北元 豊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において宇野武則議員、山元経穂議員を指名致します。

日程第2

議長（北元 豊君） 日程第2、会期の決定についてを議題と致します。

お諮り致します。

今期定例会の会期は、本日から3月19日までの17日間と致したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月19日までの17日間と決定致しました。

日程第3

議長（北元 豊君） 日程第3，議案第1号市道路線の認定についてを議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第1号市道路線の認定について，提案の理由を御説明申し上げます。

本案は，道路法第8条第2項の規定により，市道路線を認定することについて議会の議決を求めるものであります。

今回，認定する路線は，一般県道竹原吉名線久保谷工区の供用開始に伴い，旧道となる区間を市道として引き継ぐ道路1路線であります。

何卒，慎重に御審議頂いた上，適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は，会議規則第37条第3項の規定により，委員会付託を省略致したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって，本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって，本案は原案のとおり可決されました。

日程第4

議長（北元 豊君） 日程第4，議案第2号ふれあいステーションただのうみの指定管理者の指定についてを議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第2号ふれあいステーションただのうみの指定管理者の指定について，提案の理由を御説明申し上げます。

本案は，地方自治法第244条の2第3項の規定により，ふれあいステーションただのうみの指定管理者を指定しようとするものであります。

ふれあいステーションただのうみにつきましては，その設置目的，利用状況を鑑み，地域に密着した管理運営による地域活性化などの効果を含め，総合的に検討した結果，非公募として現在の指定管理者である特定非営利活動法人福祉ステーションただのうみを指定管理者に指定することとし，同法人と協議を行い，指定管理者の指定の申請に基づき，審査を行った結果，適当と認め，平成27年4月1日から平成32年3月31日までの間，指定管理者として指定するものであります。

何卒，慎重に御審議頂いた上，適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

13番松本議員。

13番（松本 進君） それでは，質問したいと思います。

議長（北元 豊君） マイクをつけてください。

13番（松本 進君） それでは，質問に入ります。

今，提案されたふれあいステーションただのうみの指定管理者の指定について，これまで私は公共施設のあり方そのものについていろいろ課題があり，問題があるんじゃないかということをお場でも提起してまいりました。このふれあいステーションの設置管理条例を見ますと，第1条の目的の中に高齢者等の介護予防及び健康づくり並びにボランティア育成を図る云々ということがあって，本当に大切な役割，仕事の竹原市としても大切な仕事だという風に思うんですね。

それで，これまでこういう指定管理者制度へ移行すると，公共施設を指定管理者に移行

するというこの分で、気になるのはこれまで道の駅とかいろいろ言われましたけれども、その中には指定管理者に移行するこの中で、これは竹原道の駅の指定管理者の募集要項ですけれども、ここの中にもまず第一に書かれているのは効率的、効果的な運営管理という、要するに効率化ということですね。こういうことは第一に掲げています。

そこで、私が申し上げたいのは、これまで指定管理者の団体でも様々なやっぱりいろんな地域に果たす役割でこの団体の方の御苦勞には本当に敬意を表したいという風に思っておりますけれども、今日私がここで質問したいのは、公共施設のあり方、本当に市が事業目的先ほど申し上げました、事業目的を果たすために本当に今のこの管理委託の方法でいいのかということをお伺いしたい訳です。

そこで、まず具体的に伺いたいのは、今回こういう提案をされて、今度は新年度の予算の関係にもなるのかもわかりませんが、こういった本来現在行っている事業内容、具体的に事業内容とそれに伴う先ほど言った福祉関係では人の配置がやっぱり最も大切だと、人の配置が、ですから事業内容とそれに伴う人の配置はどうなっているのか、それと指定管理料の関係、この積算根拠、これは新年度予算に関わるのかもわかりませんが、新年度予算では5年間の債務負担行為が出されております。

そういったことをまずお聞きしたいと思います。

議長（北元 豊君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） 指定管理者制度に関する御質問でございまして、今回ふれあいステーションただのうみの指定管理者の指定についてということで提案をさせて頂いております。

まず1点目の公共施設に関しまして、この指定管理者制度導入したということでございますが、ふれあいステーションただのうみにつきましては議員の方からもお話ございましたように、高齢者等の介護予防及び健康づくり並びにボランティアの育成を図り、もって地域住民の福祉ネットワークを確立することを目的にしております。

公の施設の指定管理者制度につきましては、平成15年9月に地方自治法が一部改正されまして、そのことの施行によりまして公の施設の管理に関するこれまでの管理委託制度から指定管理者制度に移行されるということになっております。

それで、ふれあいステーションただのうみの事業内容ということでお答えさせて頂きますと、事業内容と致しまして忠海駅の業務受託事業、2点目として健康福祉推進事業、3点目として地域活性化事業ということでやられておりまして、事務局の方でも事業をされ

ておるといふことでそれぞれ目的を持ちまして事業推進を図っているところでございます。

指定管理料につきましては、債務負担行為を含めまして5年間しております、今回御提案させて頂いております平成27年度から平成31年度までにつきましては993万8,000円の債務負担行為ということで定めております。年度ごとに申し上げますと、平成27年度が198万7,000円、平成28年度が196万円、平成29年度が199万7,000円、平成30年度が199万7,000円、平成31年度が199万7,000円ということで合計993万8,000円でございます。

内容と致しましては、施設の維持管理ということの経費が今回のこの指定管理料の内訳でございます。

また、職員につきましては2名の体制で従事しておるといふものでございます。

私からは以上でございます。

議長（北元 豊君） 13番松本議員。

13番（松本 進君） 今、事業内容と人の配置という面で、もう少しわかりにくいんですけれども、地域福祉に関わる事業で例えば1日とか1週間とか、そういうあそこの施設の開放をしていろいろやっぱり地域に活動するということになろうかと思うんですね。その場合、特にはっきりしておきたいのはそういった今2つの地域福祉とか地域活性化事業をやられるということがメインということを言われましたけれども、例えば地域福祉にどういった事業をして、何人、人を配置して、今2名という全体的な分は言われるんですけども、それぞれの事業でやっぱり人の配置、そのあそこの施設の活動時間帯ということも関わると思うんですね。

ですから、私が言いたいのはそういった事業を行う、人を配置する、一つのあそこの運営管理にどうしても人がやっぱり大きな役割を果たす訳ですから、そこでの適切な人件費なりに管理費何かを組み込んでおかないと相当無理がくるということが起ころうかと思うんですね。

ですから、そういったもう一回再確認を含めて、今2つの事業を言われました、それぞれの管理委託料がやっぱり組んでいる訳ですから、平成27年度が198万円ということも言われました。そういった中で、2つの事業を行う人件費相当はどうなるのか、施設のこの活動時間等を踏まえてその積算根拠、これをまずもう一回丁寧にお伝え願いたい。

それから、これは私も今まで指定管理料が本当に少ないんじゃないかなということも申

上げてきましたけれども、前年度比から見て平成26年度から見ても予算が増えておるのではないかという風に思いますね。ですから、増えること自体を私は否定してる訳ではないんですけれども、必要なところは本当に適切な対応、措置をするということは当然なんです。先ほど申し上げたようにコスト削減というあなた方のこれまで提案してきた分から見たら矛盾する一面があるということで、私の勘違いでそうじゃないですよ、27年度から新たな事業を展開するんだと、そのために23万6,000円前年度より増えた管理料を計上しているよということになるのかどうかを含めてお尋ねしておきたいということで、その点であります。

議長（北元 豊君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） お答え致します。

まず、事業の内容でございますが、冒頭の答弁で事業の名称だけをお伝えしましたが、内容と致しまして議員の方からもお話ございましたように、福祉の関係等で事業がございます。1つは、介護予防事業と致しましてこれは在宅介護支援センター、聖恵さんと共催しておるものがございます。これは、基本的には平日の10時から12時行っておりまして、参加者とスタッフ、この場合は1名体制で行っておるということでございます。

もう一点は、特定高齢者介護予防事業というものがございまして、こちらにつきましては平日の9時から13時あるいは平日の10時から12時という形で行っておりまして、延べでございますが参加者につきましては379名、スタッフは456名ということで、合わせまして835名の方で従事して事業をしておるものがございます。

あとは、福祉の関係で大きいものは以上でございます。

あと、全体のホール等の研修室利用団体の稼働状況でございますが、こちら25年度で申しますとホールの方の団体数延べで87団体、研修室につきましては626団体が使われておるというものでございます。

参考と致しまして、平成24年度におきましてはホールの使用団体数は75団体、研修室につきましては569団体ということになっております。

それで、指定管理料のお話がございました。

1点には、議員からもお話ございましたように平成26年度よりは若干増えておりますが、これは積算を致しました結果でございますが、消費税相当分が増えておる面もございまして、適切に積算致しまして今回5年間の債務負担行為で金額上げさせて頂いております。

それで、ふれあいステーションただのうみの活動につきましては、NPO法人の中で活動されている部分と市が願う部分とが合致して活動して頂いておることから、指定管理料の金額につきましても運営において民間の活力も活用しながら、市としても一定の財政効果が図れることを目的に指定管理者制度を導入しておるものでございます。

そういったこともありますので、今後においてもその点につきましては十分配慮しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 13番松本議員。

13番（松本 進君） 要するに、福祉の面で私は人の配置といいますか、そこでのきちっとそこで仕事ができるような担保が要ると、いろんな人件費等ですね。

それで、最後になりますから、今時間帯とか言われました。ですから、例えば今介護予防センター10時から12時平日1人の体制でやるということで、ここの時間給といいますか、こういった人件費はどのぐらいのやっぱり支給されて、市としてはその部分のきちっと管理の中に組み込んでいるよということで理解していいのかどうか、それと実際団体としての運営ということと言われましたけれども、以前この場でも私も質問してるはずなんですが、前回のこの指定管理の時、決算上はやっぱり切符の売却収入、そういったことを組み込まざるを得ないような仕組みでこれが運営されているという風に指摘しました。

ですから、前の事前の説明会、この議案の説明の中でそのことを私も指摘して、その切符の売上収入、この手数料ですか、そういった収入を当て込まざるを得ないような仕組みになっているんじゃないかということをお願いして、それでは市のきちとした責任を果たしていないということも指摘をしましたけれども、その点について最後ですからお聞きしたいということがこの点と、もう一つは指定管理のあり方について申し上げたいのは、県内でも新聞等で見るとこういった指定管理は一応したけれども、いろいろコスト面からの評価が見直しの大きな力を置かれているというのは承知してるんですけども、しかし公共施設のあり方そのものが指定管理の指定をしてやってみた、しかしそのコストが上がらなかったから廃止するとか、見直すということが大きいんですけども、一つはその安くやってその受け手がないということも北部の方での指定管理の問題もありました。

ですから、そろそろやっぱりこれの間やってきて、今回提案はされてますけれども、私はこういう公共施設という面では先ほど指定管理者の団体が本当に御苦勞を重ねて取り

組んでおられるということはわかる訳ですけれども、そういう面でもコスト削減、コスト財政効果、率直に言えばコスト削減ということが言われるんでしょうけれども、それだけと本当に福祉の役割というんでは矛盾するのではないかとということがありますので、その点を質問でお答え願いたい。

議長（北元 豊君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） お答え致します。

2回目の答弁で人数等で言いましたが、先ほどの介護予防相談事業と特定高齢者介護予防事業につきましては、スタッフの数と参加者ということでございますので、直接ふれあいステーションただのうみの職員の方をカウントしたものではないのでございますので、御理解頂きたいと思います。

それで、忠海駅の受託事業収入も当然ふれあいステーションにお願いしとる中でそれを財源と致しまして事業を運営しておるところでございます。先ほどもお話ししましたが、この指定管理料の金額につきましては運営において民間の活力を活用するという、市としても一定の財政効果が図られることを目的にこの制度を導入しております。

議員からお話ございましたように、その中で運営ができないような状況での指定管理者の指定は行いませんので、そういったことも含めまして今後におきまして十分配慮しながら、金額面も含めまして取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解頂きたいと思います。

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略致したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

13番松本議員。

13番（松本 進君） 私はこの議案に反対をしたいと思います。

指定管理者団体の活動そのものには大変やっぱり敬意を表したいということは先ほど申し上げました。それと同時に、市がこういった福祉関係の仕事を公の施設で仕事をしてもらうという面では、きちっとしたやっぱり人件費なり、その施設の管理費等々、十分な対

応をしなくてはならないと、ましてや今課長答弁があったように、この他の収入を当てにして、そこでの事業を団体として事業を運営せざるを得ないような仕組みそのものに私大きな問題があるし、ましてやっぱりその地域の福祉、そのボランティアの育成等々においては市が重要な役割を果たすその責任を果たすという面では今回の提案は極めて不十分だという点で反対をしたいというように思います。

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（北元 豊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5

議長（北元 豊君） 日程第5，議案第3号竹原市いじめ問題調査委員会設置条例案を議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

[事務局職員朗読]

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第3号竹原市いじめ問題調査委員会設置条例案について、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、いじめによる重大事態について、教育委員会からの諮問に応じて調査等を行う組織を設置するに当たり、必要な規定を整備するものであります。

本市におきましては、平成26年3月に竹原市いじめ防止基本方針を策定するとともに、市内全小・中学校において、学校いじめ防止基本方針を策定したところであり、現在、校長のリーダーシップの下、この学校いじめ防止方針に基づき、いじめ防止に向けた取組を体系的、計画的に進めているところであります。

こうした中で、いじめによる重大事態を調査し、同種の事態の発生の防止に資するための新たな組織を設置し、いじめの防止及び早期解決に取り組むものであります。

何卒、慎重に御審議頂いた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

1 番今田議員。

1 番（今田佳男君） 最初に重大事態、それからいじめの定義ということで確認をさせて頂いたと思うんですけども、提案の理由であるいじめ防止対策推進法第28条第1項の定義で重大事態への定義がある訳ですけども、1 番いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合があると認める時、2、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時、これが重大事態で、いじめの定義は2条にありまして、この法律においていじめとは児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言うという定義になっておりまして、文部科学省の説明ではいじめとは当該児童・生徒が一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わないという風な形になっているんだと思うんですが、それで市長から言われましたように、昨年26年3月25日に竹原市いじめ防止基本方針を策定されて、竹原市としては取組をされているということだと思うんですけども、今の重大事態それからいじめの定義等を踏まえて、一般に求められるのは未然防止ということになるんだと思うんです。

だから、未然防止ということに対して現在どのような取組をされておられるかということをお答え頂いたらと思います。

議長（北元 豊君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（九十九邦守君） それでは、お答えを致します。

いじめに関わる今回防止の調査委員会の提案でございますが、今議員から御指摘のありましたように、当然のことながらいじめに関わりましてはまず第一義的に重要なのは未然防止でございます。それに向けて、竹原市におきましてはいじめ防止の基本方針を策定致しまして、各学校においても同様に基本方針を策定して、それぞれいじめの防止委員会を設置しているところでございます。

いじめ防止委員会をもちまして、それぞれの児童・生徒の状況を的確に把握するとともに、当然のことながら児童・生徒への啓発、指導、それから保護者への啓発、これも行っ

ているところでございます。

特に児童・生徒に関わりましては、児童会あるいは生徒会等の組織にも投げかけ、それぞれ児童・生徒の中からいじめ防止に向けた様々な取組を進めているところでございます。

まず、いじめ防止のためにはそういった環境をつくっていくこともさることながら、いじめ等について早期に察知する、発見するということが重要だという風に考えております。これにつきましては、日々の授業あるいは児童・生徒との関わり、あるいは生活ノート等の子どもとのやりとり、あるいは保護者からのそういった訴えということ等を察知するとともに、毎学期行っておりますいじめに関わるアンケート等々を活用しながら、できるだけ多くのアンテナを張り状況を収集する中で集約し、そして早期に解決に向けて取り組んでいくというところを現在取り組んでいるところでございます。

以上です。

議長（北元 豊君） 1 番今田議員。

1 番（今田佳男君） 次に、保護者の責務ということについて、いじめ防止対策推進法では第 5 条が国の責務、第 6 条が地方公共団体の責務、第 7 条が学校設置者の責務、第 8 条が学校及び学校の教職員の責務と、第 9 条に保護者の責務等という項目が設けてあります。保護者は、この教育についての第一義的な責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう当該児童等に対しその規範意識を養うための指導、その他の必要な指導を行うように努めるものとするという条文になっております。

これに恐らく応じてだと思えるんですけども、竹原市いじめ防止基本方針の中にも 4 の竹原市におけるいじめ防止等に関する取組、（2）いじめの防止等に関する取組の才で保護者が法に規定された責務等を踏まえて子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動等、家庭への支援を行うという風なことになっておりますので、この辺に何か取組をして頂いているところがありましたらお答え頂いたらと思うんですが。

議長（北元 豊君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（九十九邦守君） 保護者への取組という御質問でございます。

昨今の状況を踏まえましても、やはり子どもの状況を的確に見ておるというところが非常にいじめの早期発見、早期解決には重要だという風に考えております。当然のことながら、学校においてもそういった子どもの変化についてはいち早く察知するように心がけて

おりますが、保護者の方、一番近くにおられる保護者の方に子どもからのSOSであるとか、様々な状況の変化であるとかというところを察知して頂くということも非常に大きな解決に向けての要因だという風に考えております。

そのために、学校におきましては生徒指導規定というものを各学校規定しておりますが、そういったものをPTA総会あるいは懇談会等で年度初めも含めて保護者の方に周知をしていく中で、そういったいじめ等に関わる、あるいはそれぞれの児童・生徒、お子さんの状況の的確な把握についてもお願いをしているところでございます。

しかしながら、様々な機会を通じて今後も保護者との学校の連携というところを大切にしながら取組を進めていかないといけないという風に思っておりますので、今後さらにそのあたりを強化していきたいという風に思っております。

以上です。

議長（北元 豊君） 今田議員、最後の質疑になりますので。

1 番今田議員。

1 番（今田佳男君） ありがとうございます。

竹原市いじめ防止基本方針の防止対策の基本的な考え方というところがありまして、（4）でいじめへの組織的な対応ということで、特定の教職員が問題を抱え込むことなく学校全体で情報を共有するというのが、これは学校の中でお願いして、5番で学校、家庭及び地域の連携、学校関係者、PTA及び地域の自治会等が連携協働し、地域社会全体で児童・生徒を見守り育てるという風になっております。

昨日、小学校、私西小学校になるんですけども、交通指導をされている方と会いましていろいろ話をしたんですけども、10年朝と登下校見守りをしておられる方です。言われておったのが、通学している時じゃなくて卒業した後に町で会った時に挨拶をしてくれる、遠く三原とか外へ出た、市外に出た時に会った時でも挨拶をしてくれるというようなことで、非常に関係良好にされておることもあります。

こういった方も、地域の連携ということで声を聞いて頂くような形で、こういった方のそれこそ10年ずっと児童、朝晩ですか、見守りをしてるということで長期的な視点で見て頂いている方ではないかと思っておりますので、そういった方の御意見も聞いて頂いて推進して頂いたらと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（北元 豊君） 答弁はよろしいですか。

10 番宮原議員。

10番（宮原忠行君） 今質問がありましたように、いじめという問題があってはならないということは絶対であります。私も、大津市のいじめによる自殺、今自殺ということではなくて自死ということで問題提起もされておるようでありますけれども、一般的な用語として自殺としましょうか、その問題でこの場でも教育委員長とか、いろいろと議論を闘わせて頂いて、もう既にその当時においてもこうした条例措置を独自にされておられるところもありました。

私は、むしろ遅くに失したのではないかという風な感じを持っておる訳ですね。しかし、いずれにしましてもこうしたあってはならないいじめによる問題が起きた時にどう対処するかという機関を設置しようというものであって、やはりそのところは正確に理解をして頂かないといけないのではなからうかという風に思う訳ですね。

先般も、大津におけるいじめの問題で裁判官におかれて大津市の行政の責任を認めて、和解勧告のような形の報道が大きくなされておりました。

そこで、私はこうした問題というのは恐らく全国1,700の自治体において同じようなものを設置されるんじゃないかと思うんですよね。それで、ある意味で言えばそのそうしたいじめによるもし自死という問題に至った場合の損害賠償責任というものを実は教育委員会ではなくて竹原市長が負うということになる訳ですよね。

そうしますと、やはり1つはそのいじめによる問題というものをでき得る限り自ら命を絶つというようなことにならないようにしていただくの委員の方というのは、やはり相当の力量を持たれた方でなければならぬし、それは教育的にもあるいは人権感覚としてもまた人間の感性においても非常にすぐれた方といいますか、同時に今までのいじめによる問題が発生した場合の様々な問題を見ておりますと、例えばいじめられた側がある意味加害者のような、もっとわかりやすく言えば迷惑なような感じでとられる訳ですね。加害者の方が被害者のように倒錯をされるというような状況も、とりわけ地域社会とか、またPTAという一つの集団の中ではそうした立場が逆転をしたような形にもなりかねん訳でありますから、例えばそうした委員の人選等について既に素案といいますか、そうした方々を念頭に置いておられるのか、そしてまたここには出ておりませんが、それはボランティアでお願いをするのか、報酬を支払うのか、こういう疑問もある訳であります。その点につきまして、答弁をお願いをしたいと思います。

議長（北元 豊君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（九十九邦守君） 竹原市いじめ問題調査委員会の委員の人選等

につつましての御質問でございます。

今、議員から御指摘がございましたように非常に内容的には重大な内容でございます。これを調査していくということになりますと、おっしゃるように高い専門性が必要であるとともに、やはり人格的にも高潔な方というようなことが求められるということでございます。そういったことも含めまして、今教育委員会事務局の中で人選を検討しているところでございます。

このいじめ防止推進法あるいは竹原市のいじめ防止の基本方針等に沿った中身で第三者的に中立性をもって御審議頂ける方というものを慎重に現在人選を検討させて頂いているところでございます。

なお、報酬につきましては、この後も提案を致しますが、ボランティアではなくて報酬をお支払いする中で御審議頂くということを想定しております。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 10番宮原議員。

10番（宮原忠行君） いずれにしましても、いじめによる問題が発生した場合にはやはり相当学校また地域社会、様々な形でその及ぼす影響というのが深刻かつ広範囲に広がってまいります。とり訳今のその今度の川崎の事件もそうですけれども、私なんかはアナログの世代ですからあれですけれども、スマートフォンとか、LINEですかね、そうした形で急速に広がってきますので、そうすると相当のそこら辺のことも余見にしつつ、対応できる方、そして同時に一番忘れてなんのはやはり一人一人の委員さんが発する言葉といますか、言動といますか、それがやはり広く関係者また社会的に信頼性の置ける方でないといけません。

そうなりますと、相当人選にも苦勞をするといいますか、事務局の方の御苦勞は大変なものがあると思いますけれども、是非ともそこら辺も十二分に参酌をして頂きまして、立派な委員が任命されたとういうことで、私どもが議員として感謝申し上げられるような人選を是非ともお願いを申し上げて、質問を終わらせて頂きます。

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略致したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略すること

に決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6

議長（北元 豊君） 日程第6，議案第4号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第4号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、人事院の平成26年8月7日付けの給与改定に関する勧告及び国の給与制度の総合的見直し等を考慮して、職員の給料月額等を改定するものであります。

平成27年4月1日から国家公務員の給与改定においては、地域間及び世代間の給与配分のあり方等の見直しの観点から、俸給表の引き下げ及び地域手当の支給率の見直しなどが実施されております。

本市職員の給与改定について検討した結果、国及び近隣自治体の状況を鑑み、人事院の勧告及び国の給与制度の総合的見直しに沿った給料表の改定などを行うこととするものであります。

何卒、慎重に御審議頂いた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

4 番高重議員。

4 番（高重洋介君） この条例案について質疑をさせていただきます。

竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の 3 番目の通勤手当についてお伺いをさせていただきます。

この表で見る限り、15 キロメートルから 20 キロメートル以上、25 キロメートルから 30 キロ、15 キロから以上の通勤手当を値上げするという事なんですが、この表の 15 キロから 20 キロ、区分ですね、20 キロから 25 キロ、それぞれの人数を教えてくださいと思います。

それと、この庁舎から 15 キロメートルから 20 キロメートルの地点というのはいくつあたりに当たるのでしょうか。その辺もお伺いを致します。

そして、また正規職員の方、非常勤、臨時職員の支給額は同額かどうかをお聞きします。

議長（北元 豊君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） 通勤手当の御質問頂きました。順次お答え致します。

通勤手当の今回改正部分、15 キロ以上の通勤の職員でございますが、各区分ごとということでございます。各区分ごとに人数を説明させていただきます。

まず、15 キロ以上のうち 15 キロから 20 キロメートル、これが 7 名、20 から 25 キロメートルが 12 名、25 から 30 キロメートルが 6 名、30 から 35 キロメートルが 2 名、35 から 40 キロメートルが 1 名、40 から 45 キロメートルが 1 名、55 から 60 キロメートルが 1 名ということございまして、今の区分、15 キロメートル以上の職員は計 30 名という状況でございます。

続きまして、15 キロがどのあたりかということなんですが、実際の通勤距離でいいますと 15 キロ付近というのは、恐らく庁舎からいうと東西にはないと思うんですが、北部方面があるかと思えます。北部新庄交差点で 7 キロメートルですので、そこから田万里の信号のあたりが 6 キロメートルということになれば、その 13 キロがそのあたりということになります。15 キロメートルというと、もう少し西方面、東広島市寄りの方ではないかと思われます。

あと、正規職員と臨時、非常勤職員の通勤手当についての御質問がございました。

先ほどの御質問で、正規職員及び臨時職員につきましては国と同額となっております。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 4番高重議員。

4番（高重洋介君） 30名の方がおられるということで、15キロ以上というのは市外に、15キロがぎりぎり市内の境目かなと、15キロ20キロということはそれ以上ということは市外の方ということですよ。

我々も、市民の代表として竹原市民の皆様の税金をきちんと使って頂けるようにしっかりと見届けないといけないんですが、ただ現在市外から勤務されている職員さんたちは所得税を市外の方に払う訳ですよ。そうした中で、通勤手当も所得税がかかる訳です。そういった中で市民の皆様の理解が得られるのかなというような思いをしております。

そしてまた、国と正規職員と非常勤さんが国と同額ということなんですけど、臨時職員さんは違うという、同じ全ての職員さんが同額ということによろしいでしょうか。

それと、このような協議が労働組合の方と行われるとは思いますが、それは開かれた場所で第三者などを交えて議論がされているのか、それとも言葉悪いですけど密室なようなところでされているのか、その辺をお聞きします。

議長（北元 豊君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） 2点御質問頂きました。

先ほどの私の説明ちょっと不十分だったと思うんですが、全ての職員といいますよりも正職員は先ほど申しました15キロメートル以上のところは国と同額にはなっておりません。しかし、非常勤職員と臨時職員につきましては国と同額、15キロメートル以上の部分については国と同額ということでございます。

もう一点、職員組合との交渉の件でございますけれども、これは庁舎内で行っておるということで、今現在のところは我々と職員組合が双方職員のみという状況になっております。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 4番高重議員。

4番（高重洋介君） 最後の質問になります。

非正規職員、非常勤、この表と同額ということによろしいでしょうか。国と同額ということになっているんですか、この表と、ですからこの表は国と同額という認識でよろしいでしょうか。

それと、いろいろな交渉の中でやはり市民の皆様の税金を使う訳ですから、しっかりとオープンにされて、そういった方も入って頂き、透明な議論を行って頂きたいと、市民の

皆様も知る権利があります。タネットなどで放映せえとまでは言いませんが、やはり皆様に知って頂くことがよいのではないかなという風を感じております。その辺について、お願い致します。

議長（北元 豊君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） 失礼致します。

先ほどの通勤手当の表ですが、議案として別紙として上げている部分につきましてはこれは改定後の数値なんでございますけれども、ここの15キロメートル以上については今回これまでも国と同額であったということにより今回の改正の対象となっております。

15キロメートル以下の部分、こちらの方は変更になっておりませんが、ここがもともと以前より国と同額になっていない、高額になっているところもあり、今回は改定を見送るという状況になっております。

従いまして、ここの部分については15キロメートル以下の部分については職員とその他臨時職員等との間に差はあるということでございます。

あと職員組合等との交渉の件でございますけれども、先ほども申しましたように今現在は職員のみということになっておりますが、御指摘頂きましたとおり予算、我々の職員給、予算等執行するというものであることから、そういったものについては情報等についてはできる限り透明性を保てるような方向に持っていければいいかと現在考えております。このことも、いろいろな形で給与構造改革等でいろんなことがこれから待っていると思うんですが、そういったことを心得ながらいろんな交渉等を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 13番松本議員。

13番（松本 進君） 私も質問してみたいと思います。

参考資料の中に、今回の議案4号に関わる改正内容という示しております。1番から5番までとあと3番の施行期日等がありますけれども、端的に言えば今2番の3の通勤手当について質問がありましたけれども、ここの改正内容の1から5番までで具体的に対象人数とか金額、影響金額プラス・マイナスあるかと思っておりますので、ちょっとお答え願いたい、重複を避けてお答え願いたい。

特に、1番目の給与の見直しということで、参考資料も頂いているんですけども、引き下げる具体的に中高年層に重点を置いて広い範囲で引き下げるということで、ここは特に正確に何人ぐらい対象者がおられて、その引き下げた場合の影響額というのはこれぐら

いになるんよということもちょっとお尋ねしておきたい。

それから、説明資料であと経過措置が私の方で3年間、平成30年3月31日までということで経過措置があるということですが、説明資料では100%補填されるようにはなっていないという風に思いますので、そこらを含めてお尋ねしておきたいという風に思います。

議長（北元 豊君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） まず、給料表の切り替えに伴います影響額ということでございます。

今回の給料表の改定につきましては、12月の議会の方で御決定を頂きました給料の際に、平均0.46%の引き上げという内容でございました。今回の議案は、平均で1.99%の引き下げということでございます。議員からの御指摘にありましたように、中高年層を中心として中高年層の部分を重点を置いた引き下げという形になっております。

先ほどもありましたけれども、経過措置というのがございまして、現在受けている給与については我々は1月1日に昇給をしていくんですけれども、そういったことがあるんですが、現在の給料を受けているところまでは30年度の末ということですが、経過措置として現給を保障するという内容です。

御指摘頂きましたまず影響額のことなんですが、そういったことから来年1月、平成28年1月に昇給しますけれども、給料表が切り替わることによって現在よりも少なくなるということでございます。この対象者が、現在の職員でいきますと233名、この影響額、上がらないことによる影響額が280万円と、総額で280万円という状況でございます。これが金額と対象者数でございます。

経過措置につきましても、以上のような形ですけれども、3年間につきましては給料表は下がりますけれども、昇給等によって給料、現在の給料水準まで追いつくまでは現給保障ということで経過措置があるという状況でございます。

以上です。

議長（北元 豊君） 13番松本議員。

13番（松本 進君） 今、1番が特にやられたんだと、2、3、4、5で3番はちょっと重複を避けて簡潔にお答え頂きたいということで、ここでは人勸に伴うこういう措置なんですけれども、私が今これは提案者の市長にできればお答え願いたいんですが、人勸に基づくこういったような対応なんですけれども、私は今総合的にという特に市長提案でも

いろいろ言われますけれども、私は人勧だけというのはこういう提案ですけれども、やっぱり総合的に地域の経済、あるいは職員の暮らしはもちろんなんですけれども、地域の景気対策等への配慮というのを私はやっぱり考える必要があるんじゃないかと思うんですね。

それで、さっき答弁があったように約2%の引き下げで233人、280万円という影響が出るということであります。経過措置も確かにあるんですけれども、そういった中で今回私が言いたいのは総合的にやっぱり竹原市の地域経済の景気対策と申しますか、経済の活性化という面では今働く人の賃金をいかに引き上げるか、これは全体的な課題ですけれども、ここがやっぱり大きな景気を底上げすると、消費を引き上げるという面では大切なやっぱりポイントのところですよ。ですから、それにやっぱり冷や水という言葉がいいんか知らないけれども、逆行するような施策になると思うんですね。

ですから、金額が少ないからというよりは、私はやっぱりこの280万円の影響というのはそれぞれの中高年の方々の生活ももちろんあるし、その引き下げることによって消費者心理、消費購買力を低下させるということは間違いない訳ですよ。引き上げる、消費の向上ということに逆行するというので、私は景気対策、暮らしはもちろんですけども、景気対策を含めて逆行するような施策が今どうなのかなということについて市長の認識を率直に伺っておきたい。

議長（北元 豊君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） 先ほどは失礼致しました。

各手当の影響額について御説明致します。

まず、給料表以外の手当てでございますが、まず地域手当、こちらにつきましては当市に該当する勤務地と致しましては広島市内、具体例で申しますと広島県庁等でございます。また、東広島市内にございます広島中央環境衛生組合、こちらの方の職員で現在そちらの勤務地の職員が6名おります。これを広島市と東広島市に関する地域手当、これは段階的に3年間で上がるんでございますけれども、最終的には3年後には約6名で40万円の手当の影響が出るという状況でございます。

また、通勤手当以外、単身赴任手当につきましては現在単身赴任の該当がないということ、また管理職員特別勤務手当につきましてもこれにつきましては対象となるのが災害、災害対応ということになります。これは不特定ということで影響額はその都度ということになるかと思えます。

あと、給与改定でございますけれども、やはりこれは国の人事院勧告どおり、まずは人事院勧告どおりに行くというのが第一点であろうかと思えます。先ほど来申し上げましたように、給与構造改革でここ数年は地方公務員給与、国家公務員給与とも抑制ぎみであるという状況にあります。これにつきましては、地域の経済であるとか、地域の給与状況等、人事院勧告のベースになるものでございますが、こちらを調査された上で人事院の方で発表するという事です。

大まかに言いまして、国の考える給与に対する国家公務員の課題と地方公務員の課題につきましては、類似している部分が多いといったことで人事委員会を持たない市町においては国家公務員の人事院勧告をまず基準として、それに倣うようにということになっております。

当然おっしゃるとおりで、地域経済のことも頭に入れながら改定、今後の作業を進めていこうと考えておりますので、よろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 今の取組というかについては、市長か副市長か。

13番松本議員。

13番（松本 進君） ちょっと是非こういった職員給与に関わる問題ですから、トップの方から私の質問に対して答えて頂ければという風に思います。

確かに、いろいろ国の措置とかいろいろあるんだけれども、経過措置後には2%引き下げると、中高年の方々の職員の方々の給与を引き下げることが間違いない訳ですから、一定この3年間の経過措置でいろいろ配慮はされているんでしょうけれども、少なくともその後は約2%引き下げることが間違いないと、下がることは間違いないということに対して、今の私が言ってるのは景気対策ということも考慮に入れて提案しているのかと、率直に質問すれば、そこだけお答え頂きたい。

議長（北元 豊君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） 松本議員からは、職員給与に関する条例の一部の変更という内容の中で、今回の給与改定に関しましては基本的には大きく2点ございます。

1点は、昨年の給与改定に関する勧告あるいは国の給与制度の総合的見直しを考慮した中人勧、そして国の給与制度の改定の中でいえば地域間及び世代間の給与配分のあり方等の見直しの観点から俸給表の引き下げあるいは地域手当の支給率の見直しを実施したところでございます。

そして、もう一点は議員御意見のあるように、給与改定についてはどうしても本市域の

地域経済への配慮というのがこれは必須条件でございます。そういった状況の中で、竹原市では今の市域の市民の生活実態はどうかということについて申し上げますと、一つの見方として竹原市における1次、2次、3次産業の今の状況はどうか、それは労働力の低下、あるいは生産量の観点ではどうだろうかといったことが考えられるところであります。

そういった状況の中で、本市における産業状況を見てみますと事業所数あるいは事業者数、そして従業員の数、小売あるいは卸売額、1次産業の実態、あるいは建設業、製造業の状況、そういったものを考えた時、どうしても竹原市民の生活実態というものが賃金が大幅に他市と比べても高いということにはとてもではございませんがなっておりません。賃金の低下というものも見受けられると、そういったこの給与改定に関しては人勧とともに市民の生活実態、地域経済の配慮、こういったことを総合的に考える中で今回の改定に至ったということで御理解頂きたいと思っております。

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略致したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

13番松本議員。

13番（松本 進君） 今、副市長からの答弁がありました。

私が伺ったのは、人勧の措置はこういったことになっているよということを申し上げた訳ですね。それで、あと市内の1次、2次、3次、それに比べて高いからということをお聞きしている訳ではありません。ですから、逆にその発想があなた方はちょっとおかしいんですけども、今一番困っているというのは全体的に賃金の引き上げがやっぱり消費マインド、購買力を引き上げるということは共通した認識なんですよ。

それに比べて、市民の一般の低いならその低いところの施策を考えるなら当然なんだけれども、それはちょっと発想が違うし、ますます悪循環で下げて下げて、デフレの悪循環になることは明らかじゃないですか、そういった今の発想では。だから、そういったことはやっぱりここで言うべきじゃないし、私がそういった質問をしている訳では決してあ

りません。

ですから、人勧ではこうだけれども、竹原市の市内の経済を景気考えた場合は下げる
こと自体が、賃金を下げること自体は今の施策に全国的なやっぱり働く人の賃金を引き上
げて景気を回復させる、そのことによって逆に行ったら税収も入ってくる訳ですから、そ
れにやっぱり逆行する施策が今のとられる対応、提案した職員の給与引き下げになってい
るのではないかということをおし上げたということでありまして、是非やっぱりこの
今のこういった景気状況の中で、市の職員のこういった提案をすること自体は適切ではな
いという意見を述べて、反対をしたいという風に思います。

議長（北元 豊君） 10番宮原議員。

10番（宮原忠行君） 条例案に賛成の立場で討論させて頂きたいとします。

松本議員が言われるように、質問は賃金が、いやいや真面目な話ですよ、景気対策とし
て人勧が捉まえたらどうかというような議論ですわな。私は、残念ながら今の例えば竹原
市における賃金の決定というのは、これは全国どこもそうですけど、人勧を基準にして労
使交渉で決めるということなんじゃろうと思うんですね。

松本さん、安倍さんが言われるように人勧制度を離れて景気対策として竹原市の賃金を
どうするんかという政策論争ならわかるんですね。しかし、少なくとも人勧をもとにして
の給与の改正案ということになれば、私は人事院勧告というのは官民に格差があるんか
ないんか、高いんか低いんか、そこをどう是正するんかという基本的な実務上の話じゃろ
うと思うんですね。もちろん、時々政策によって人勧を政府自らがこうこうこうだからと
いうことで抑制をされるというのは過去何度かありましたけれども、基本的には人事院勧告
というのはやはり官民に格差があるんか、それもその格差が放置をしておけるのか、おけ
ないのかという状況の中で人事院勧告がなされて、そして各全国約1,700としましょ
うか、そのそれぞれの市町村長と組合が対等の立場でその賃金なり、通勤手当を決めて
いくとこういうのは私原則じゃろうと思うんですね。

ただ、その場合にやはりラスパイレス等において全国各地においては差があることは事
実ですけれども、この人勧に関する問題で景気対策を論ずるとするのは私は基本的に政策
論として間違いではなかろうかという風に思う訳ですね。

ですから、今回は人勧に基づいた条例の改正案でありますから、私はその立場から賛成
をさせて頂きたいとします。

以上です。

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（北元 豊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7

議長（北元 豊君） 日程第7，議案第5号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第5号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとされたほか、生活保護法に基づき被保護者の就労支援を行う嘱託員を設置すること及びいじめによる重大事態に対処するための組織を設けることとしたことに伴い、必要な規定を整備するものであります。

改正の内容につきましては、教育委員会委員長に関する規定を削除するほか、竹原市被保護者就労支援嘱託員及び竹原市いじめ問題調査委員会委員長及び委員の報酬等を定めるものであります。

何卒、慎重に御審議頂いた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

13番松本議員。

13番（松本 進君） 当議案の中心的なところは、教育委員会の教育長に関わる問題があります。当議案第5号と議案第6号は共通したところがありますがけれども、私は改正内容、参考資料9ページにありますけれども、この1番のことについてここの規定は教育委員会委員長の規定を削るという本当にわずかな1行であります。

しかし、内容は今までの教育委員会のあり方を抜本的に変えるんだと、私らから見たら今の民主的な制度を変質させると言ってもいいぐらいの相当大きな法律が昨年変えられました。これに基づいて、国の法律に基づいてこういった条例改正を、改定をするというのは間違いありませんけれども、ここで確認とといいますか、しておきたいのは、一つは教育委員会が配った参考資料の中に今回の法律の概要というのが示されております。その概要の中には、第1番目教育行政の責任の明確化という言い方をされておりますけれども、1つは教育委員長と教育長を一本化すると、新教育長を置くということが柱であります。

次には、教育長は市長が議会同意を得て直接任命、罷免を行うというのが2つ目の柱であります。

私が指摘したい3つ目は、この(2)の総合教育会議の設置や大綱の策定ということですよね。ここは、要するに市の教育委員会の基本的柱を決める重要な内容だし、その教育委員会が今まで中心的な役割を果たしてきた、それが今度は市長が教育の振興に関する施策の大綱を策定するという3つ目の変えられるという柱があります。

ですから、私はこれまで戦後築いてきた教育行政の少なくとも民主的な仕組みを抜本的に改悪すると言ってもいいぐらいに、私から見たらそういった法律がつくられました。そして、そういったことをこの教育委員会の報告にもありますけれども、私がこの端的に1点だけ確認しておきたいのは、4番目のその他のところの※印ですか、政治的中立性、継続性、安定性を確保するために教育委員会を引き続き執行機関として職務権限は従来どおりするということがあります。ここをもう少し丁寧に、関連ですから説明頂いて、いろいろさっき言った3つの柱が変わったけれども、少なくとも法律が変わった後についてもこういう教育委員会の職務権限は従来どおりなんだ、どういうことが担保されてこういう書き方されたのかなということを丁寧にちょっと説明して頂きたい。

議長（北元 豊君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） それでは、お答えします。

今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、教育委員会制度の改革といったことが行われております。

その中で、先ほど言われました教育行政の責任の明確化ということで、教育委員長と教育長を一本化するといったようなところですか、教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するといったような改正が行われております。

それと、先ほど言われましたように総合教育会議が新たに設置されまして、大綱の作成

といったことも設けられております。

こういった改正が行われたということですが、教育行政については政治的な中立性また継続性、安定性を確保するために引き続き執行機関として残るといったところで、執行機関といったところはこれまでと変わっておりません。

また、職務権限につきましても改正は行われておりませんので、従来どおり教育委員会の職務権限として法律に規定されておりますので、そのあたりは中立性、継続性、安定性を確保するといったところが担保されているといったところでございます。

総合教育会議につきましては、これまで指摘をされておりましたけれども、市長と教育委員会を密に連携して、市全体として教育行政を行っていかうということで教育総合会議で教育委員会と市長がそれぞれの職務権限に基づいて調整協議を行うといったことにされておりますので、そういった改正がされております。

ですから、先ほど言いましたように政治的な中立性、継続性、安定性といったものが確保されているといったようなところでございます。

以上です。

議長（北元 豊君） 13番松本議員。

13番（松本 進君） 今、この法を変えられた後の教育行政、特に教育委員会の職務権限についてお尋ねしました。

その執行機関として残るからという面では、極めて不十分な説明ではないかと思うんですね。それだけでは、今までも執行機関あった訳ですからそれも確かに残っていますけれども、私はちょっと確認、そこの体制のところ確認しておきたいと思うんですが、昨年法律改正の後に昨年この7月、法改正に伴って国の通知が出ております。これをちょっと読み上げて、私が今言った職務権限の確保、法律ができて3つの柱で大分大きな変質といたしますか、改悪を行われた、法律ができた後でもその国の通知が出てきます。昨年7月です。

これを読み上げてこの確認をしたいと思うんですが、国の通知というのは改正後においても教育委員会は合議制の執行機関である、ここが大切なんですね。合議制の執行機関、合議制の執行機関であるためその意思決定は教育長及び委員による会議において出席者の多数によって決せられるものであり、委員の役割が引き続き重要というように書いてます。

改正後においても、委員は執行機関の一員であり、教育委員会の重要事項の意思決定を

行う責任であるということで法改正後の昨年7月に通知が出ています。ですから、この部分は執行機関として残るといえるのはあるんですけども、合議制の執行機関、物事を決めるのは合議制なんだよ、ここの運営の厳守といいますか、ここを改めて確認して、法改正の後もこういった職務権限を少なくとも担保といいますか、従来どおり中立性に対して一定の歯どめの役割を果たすことができるということの大切なやっぱり通知ではないかという風に認識私はしておりますので、これを出ていることの確認とこの場で合議制の執行機関だから少なくとも職務権限の教育委員会としての職務権限を中立性、独立性に少なくとも接近できるといいますか、担保できるということではないかという大切なところですので、確認しておきたいということが1つです。

それから、私は先ほど3つの柱のことを言いましたけれども、これは教育長に是非求めておきたいというように思うんですね。質問しておきたいという風に思います。

これは、こういった法律に関わって、昨年日本の教育新聞社が調べて、こういった職務権限に関わる法律を変えようとしているけれども、約半数の教育長が有効な法改正とは言えないという反対の意見を国の法律の改定に対して反対の意見を教育長が、これは全国の半数、約半数の教育長が述べております。それは、先ほど私が申し上げた教育行政の独立を脅かす、そういうことが最大の内容であります。

それで、教育委員会制度はなぜできたのかということをおは改めてこの場で申し上げたいし、教育長に是非見解を求めておきたいという風に思うんですね。これは、戦後の憲法のもとで教育委員会制度の発足の3つの根本方針というのがあります。

1つは、3つの根本方針の一つは中央集権でなく地方分権ということでありまして。2つ目には、民意の反映ということでありまして。3つ目は一般行政、市長からの独立性、独立ということが3つのこの戦後の教育行政のスタートの大切なやっぱり柱ともなっております。

戦後すぐ国会で当時の森戸文部大臣がこのことに関わって発言をしております。是非そこは大切なところですので、あえてちょっと引用させていただきます。

この教育行政に関わる、制度の発足に関わる法律なんですけれども、今回のこの法律案を制定するに当たって政府のとりました地方教育行政改革の根本方針について申し述べたいと思います。当時の森戸文部大臣の演説であります。

すなわち、教育の目的は個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期することにあることが教育基本法で宣言されていますが、この教育の目的を達成するために行政

が民主主義一般の原理のもとに立つあり方としては、権限の地方分権を行い、先ほど言った1つの点ですね、その行政は公正な民意に即するものとして、2番目の民意の反映です、3つ目には同時に制度的にも機能的にも教育の自主性を確保するものでなければならない、これが3つ目の教育からの教育行政からの独立であります。

公選制の廃止とか、いろいろやっぱり形骸化されているのは事実なんですけれども、この現時点での私はこういう当時教育委員会制度が発足した戦後の出発点に立ち返れば重要なことが書いてあるという風に思うんですね。要するに、先ほど申した3つの柱ですよ。

当時のこの教育委員会に関わる法律をつくった時に、当時の森戸文部大臣が演説したこのことについて、教育長、今どのようにお考えですか。

議長（北元 豊君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） それでは、お答えします。

今回の改正ということでございますけれども、教育委員会制度仕組み自体はやはり市長部局から独立した合議制の執行機関というところには変わりございませんので、それはこれまでどおり取り組んでいきたいという風に思います。

さらに、総合教育会議、大綱等が創設されたということで、市長部局とも連携しながら教育行政に取り組んでいきたいという風に思っております。

以上です。

議長（北元 豊君） 13番松本議員。

13番（松本 進君） そこは、やっぱりこういう3つの柱が私は戦後の教育の民主主義教育の出発点だし、これが形骸化されている、公選制の廃止が大きな変わり目なんですけれども、そういったこともどんどんやられてきているのは間違いないんですけれども、私はこういった3つの柱、特に行政、一般行政からの独立という面が大切なんだけれども、それは国の通知を言いました。

しかし、あなたはそこの合議制のことを明確に言わないから、大変私は心配なんです。それで、3つ目の教育大綱というのが市長がさっき説明資料の2の2段目ですかね、市長は教育の振興に関する施策の大綱を策定するということでもありますけれども、このこういった教育の大綱のもとになるのはやっぱり政府の教育振興計画、これを基本にして、これを参酌して地方でもそういう計画をつくりなさいよという風になっています。

ですから、そういったことになって教育大綱そのものが国の支配を物すごく影響を与えるような仕組みになっている、そして今回は直接その教育長、新しい教育長を行政と一体

的に選んで教育行政を運営をするような仕組みがつくられているということで、私はもう少し教育長の決意というのがやっぱり要るのではないかと、こういった仕組みがこうなっているけれども、しっかりと教育行政の独立性を発揮するんだということが私は明確なこの場で発言する必要がある、決意する必要があるということについてどのようにお考えですか。

議長（北元 豊君） 教育長。

教育長（竹下昌憲君） 松本議員さんの御質問にお答え致します。

制度に関わりまして、先ほど述べておられました責任の明確化、そして大綱の作成、そして執行機関等々、新しい教育委員会制度に基づきまして新しい制度のもとで新しい教育委員会というものができていく訳ですけれども、先ほど来述べられておりますように地方の分権また民意の反映、一般行政からの独立、こういった3点に関しましては十二分に今後とも反映をさせて頂きたいという風に思います。

また、合議制による執行機関であること、そして委員の一人一人も執行機関の一員であること、そのことも今後十分に活かしてまいりたいという風に思っております。

いずれに致しましても、教育長一本化にして責任の明確化、こういったところがもともとは大津のいじめ自殺事件、そこに端を発してこのような2つの責任機関というのではなくて、1人に責任をきちっとそこで責務を果たさせる、こういった意向でございますので、御理解を頂きたいという風に思います。

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略致したいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

13番松本議員。

13番（松本 進君） 教育長の最後のいじめ問題に関わった部分とこういう教育行政の民主主義の根底に関わる問題を変えた法律、それに基づく今回の提案と訳が違う問題だと思うんですね。

ですから、確かに逆に言うたら今の教育委員会の中ではそういういじめ問題が対応でき

ないのか、そんなことを言ってるのと同じことなんですよ。そんなことは言うてはいけませんね。

ですから、私が申したいのは、この法律の改定に当たって少なくとも合議制の執行機関としてある訳ですから、そこを是非やっぱり実際の執行の運用に当たってはこれがもう、ここしか私としては担保できない、行政の執行機関との中立性の担保はここしかないと思うんですね。

ですから、あえてこの問題を取り上げたし、戦後の一つの例を当時の文部大臣の例を教育行政の独立はなぜこう設けたのかと、3つのこの仕組み、これがあるから教育行政の中立性、行政からの独立ということを守ってきた。

だから、連携とかそういう問題とは次元が違うんですね。いろいろやっぱり執行機関との連携は確かに必要なんだけど、それと今回改定されたような新教育長というような位置づけでこれからやられるということに対して、私は先ほど言った職務権限の担保といえますか、この合議制の執行機関としての役割を改めて指摘して、当議案には反対をしたいというように思います。

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（北元 豊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8

議長（北元 豊君） 日程第8，議案第6号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する等の条例案を議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第6号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する等の条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとされたこと及び教育委員会委員の定数が見直されたことに伴い、必要な規定を整備するものであります。

改正等の内容につきましては、教育長を常勤の特別職とし、その給料月額を定めるとともに、竹原市特別職報酬等審議会の所掌事務へ教育長の給与の額を加えること、教育委員会委員の定数を5人とするなど定めるほか、現行の教育長が引き続き在職する間はその適用の規定についてなお従前の例によることとするものであります。

何卒、慎重に御審議頂いた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略致したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

13番松本議員。

13番（松本 進君） 議案第6号については、先ほど議案第5号と同じ教育行政あるいは教育委員会制度の改定に関わるものがありました。したがって、議案第5号で述べました反対討論と同様の趣旨でこの議案にも反対をしたいと思います。

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（北元 豊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議事の都合により、午後1時まで休憩致します。

午前11時56分 休憩

午後 0時58分 再開

議長（北元 豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9

議長（北元 豊君） 日程第9，議案第7号竹原市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第7号，竹原市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例案について，提案の理由を御説明申し上げます。

本案は，児童福祉法の一部が改正されたことなどに伴い，利用者負担額の納付及び減免に関する規定を定めるなど必要な規定を整備するとともに，関係条例を廃止するものであります。

改正等の内容につきましては，保育を受けた子どもの保護者が政令で定める範囲内で別に定める利用者負担額を納付することのほか，利用者負担額について経済的理由や天災やその他特別の事情により負担が困難である場合に減免することができるようにすることを定めるとともに，保育の実施基準についての条例への委任規定が削除されたため，保育の実施に関する条例を廃止するものであります。

何卒，慎重に御審議頂いた上，適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

13番松本議員。

13番（松本 進君） この議案について，2点ほど質問してみたいという風に思います。

まず1点目は，説明資料の13ページに改正等の内容ということで書かれております。ここの2番と3番に関わって質問したいと思っておりますけれども，ここの2番目には利用者の負担額について減免することができるということを定めるという風にあります。この条例の第7条の利用者の負担の減免ということに当たるんだろうと思っておりますけれども，ここの第1項でも保護者の経済的な理由により云々ということで書かれております。

次の2項は，天災その他特別の事情で減免できる規定をつくるということになると思う

んですが、具体的なやっぱり減免の適用する基準がないと、こういった状態の時に減免できるのかということがやっぱり周知徹底もですけれども、基準がないと、端的に言えば基準がないと減免が適用できない、条例上はこういう風にあったとしても具体的な基準がなかったら、じゃあどういふ人がどれだけ減免できるのかと、そういうことが適用しようにもできません。

ですから、ここの減免規定はどのようにされるのかということがまず1つ伺っておきたいし、それから3つ目のところの(3)の3つ目のところにありまして、要するにこういう条例が廃止するという事になって、では新たに市で独自で決める保育所の設置基準等は自治権に基づく拡充といいますか、自治権に基づく規定をすることができる、人とか設備とかという考え方ですね。

ですから、ここは個別には細かいことは聞きませんが、大枠としてこれは条例廃止して、別の条例で自治権の拡充といいますか、実態に合ったような設置基準を設けることが可能なかと、この2点だけをお尋ねしておきたいと思います。

議長(北元 豊君) 子ども福祉室長。

子ども福祉室長(井上光由君) それでは、まず1点目の減免につきまして7条第1項、第2項、1項の方は経済的理由によるもの、2項の方は天災その他の理由ということにつきまして具体的な中身についてなんですが、まず1項の方、保護者の経済的な理由により利用者負担が困難である場合ということの中身につきましては、失業や疾病により保育料算定の基準となります世帯の所得が前年と比して減少した場合を想定しております。

具体的な減免内容につきましては、まだ検討中という形で、県内市町の内容等を調整する中で検討してまいりたいという風に考えております。

それと、第2項の方、その他の減免とはどのようなものがあるかということでございます。

まず、母子、父子、寡婦で市民税非課税及び市民税所得割額が21万1,201円以下の世帯、それと身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳の交付を受けた者が世帯にいる場合で、市民税非課税世帯及び市民税所得割額が21万1,201円以下の世帯、それを特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める障害基礎年金の受給者のいる場合で市民税非課税世帯及び市民税所得割額が21万1,201円以下の世帯という風なものになっております。

それと、2点目、議案参考資料の(3)の方で、条例への委任規定が削除されたという

ことについて、要は設置基準等が自治権の拡充で独自にできるのかということでございます。この条項につきましては、保育料の徴収根拠を規定する条項が存在しなくなったということで、保育所に入所し保育を受けた場合、当該子どもまたは児童の保育は政令に定める範囲内で別に定める利用者負担額を納付しなければならないという風に定めております。

これにつきましては、条例への委任規定ではなしに、子ども・子育て支援法の方に規定されたという風な内容の条項であります。

以上です。

議長（北元 豊君） 13番松本議員。

13番（松本 進君） 再質問は、減免規定に関わってお尋ねしたい、確認しておきたいと思うんですけども、所得によって、前年所得によって保育料の決定ということでしょうから、確かにいろんな景気の変動で商売なり、収入の減少等はあって、それに対応するというようなことは考えてはないかと思うんですね。

ですから、ここでちょっと具体的にそういう例えば前年度所得で何割減ったというのは具体的にあって何ぼ減免するよというような考えでいいのかどうかというのも一つですね。その確認と、もう一つはその前年度比だけではなくて、恒常的などといいますか、憲法の生存権というのをいろいろ基本的な考えとして言っているんですけども、確かに保育料そのものが国の目安の7割、8割ということで徴収、保育料決めているよというのはいちよと承知してるんですけども、それでもやっぱりなかなか今の保育料は高いというのが実態ではないかと思うんですね。

そして、せっかくこういう新しい子育て制度ができていく訳ですから、そういったところに思い切って負担を軽減するという面では、前年度所得のそういったさっきの確認を求めると同時に、恒常的な減免施策といいますか、私が特に言っているのは就学援助何かで適用されているような生活保護の150%の所得等の適用というような一定の基準があって、そういう生活保護の1.5倍というような基準をつくっておいて、それに該当する人はこれだけ減免するよというような規定をつくる必要があるのではないかなということの2つのことについてお答え願いたい。

議長（北元 豊君） 子ども福祉室長。

子ども福祉室長（井上光由君） 減免につきまして2点の御質問でございました。

まず1点目としまして、所得によります経済状況によります減免についての具体的な中

身としまして何%の減収でという風な具体的な中身をどういう風にするのかという風な御質問でございました。これにつきましては、先ほどお話ししましたようにまだ具体的な中身は決めてないという風なことでございます。

ただ、いろいろ他の市町を見る中で、やはりそういった部分で決めておられるところもございますし、そういったものを参考にすることで決めていきたいという風に考えております。

それと、2点目としまして恒常的な施策として就学援助費同様の減免についての検討はどうかという風なことでございますが、保育料につきましては当然以前から応能割合という形で所得に応じて金額を定めておるという風なことでございます。なおかつ国の定めます基準よりも、また本市も含めまして各市町同様でございますが、下げた金額という風なことでございますので、その中にやはり恒常的な経済的な理由というものは含まれたものでの応能負担という風な形になっているという風に認識しております。よろしく申し上げます。

議長（北元 豊君） 13番松本議員。

13番（松本 進君） 今つくってないということですから、今後の課題だと思うんですが、ちょっと参考にして頂きたいのは、今の国の徴収基準、これが今現在のこの金額だと思うんですけれども、国の徴収基準、これは一つの目安ということなんですけれども、第1階層の場合、生活保護世帯の場合は3歳未満児の保育料は0円であります。

そして、第2階層というのがこれが市民税非課税世帯、この場合は3歳未満児の場合は9,000円と、これは国の目安ですけど、実際はこれ竹原市はもう少し低いんじゃないかと思いますが、国の目安の保育料では第2階層が9,000円で、第1階層は先ほど申し上げたように生活保護世帯で0円ということが実態で、第3から第8階層まであります。

第8階層でいえば、この市民税額、これは大きい金額で3歳未満では10万4,000円という風な金額になっております。ですから、私は特に所得が少ない方々の負担を軽くするというのはやっぱり最も今求められている施策の一つでありまして、是非こういった生活保護費、あるいは第1階層、第2階層の保育料の実態を少しでも軽減できるような対応が必要だということを指摘しておきたいという風に思います。

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略致したいと思います。

す。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10

議長（北元 豊君） 日程第10，議案第8号竹原市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第8号竹原市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、利用対象となる児童の学年を拡充するものであります。

改正の内容につきましては、利用対象となる児童の範囲を小学校第3学年までから小学校就学中に拡充するものであります。

何卒、慎重に御審議頂いた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

6 番川本議員。

6番（川本 円君） 今回の児童福祉法の一部が改正されたことに伴っての条例の改正ということであります。今までは、小学校1年生から3年生までだったところを1年生から6年生、全学年をこの児童クラブに受け入れるということだと思っておりますけれども、個人的にはこの議案改正、非常に喜ばしいことでもありますし、当然のことながら両親が共働きという世帯が非常に多いところ、助かるのではなかろうかと思っております。

その前に、まずお聞きしたいのが、この市全体で今現在放課後児童クラブに通われている児童の生徒数というのをまずお聞きしたいのと、今回その枠が広がることにより恐らく考えられることとしては人数これから増えてくるであろうと思います。

今現在考える、どれだけの人数が増えていくのか、予想される人数がおわかりすればちょっと教えて頂きたいと思えます。

お願いします。

議長（北元 豊君） 子ども福祉室長。

子ども福祉室長（井上光由君） 児童クラブに現在通っている生徒の数ということでございますが、現在全体で177名という風な人数になっております。月によっていろいろ増減しますので、一番多い月ですと186名という風な月もございます。

それと、新年度ということでどれぐらい増えるかということの御質問でございますが、現在2月末で新年度締め切っておりますが、全体で202名という形になっております。3年生までが171名と4、5、6で31名という人数になっております。よろしく願います。

議長（北元 豊君） 6番川本議員。

6番（川本 円君） ありがとうございます。177から202名ということでよろしいですかね。

それと、そこで実際その人数が利用される児童の数が増えとることなんです、ちょっと覚えとるところで、間違っておったら教えてください。

まず、児童1人当たりの有効面積、これが恐らく1人につき1.65平方メートルということとされとるはずで。その前に、増えたことによって今ある既存の施設、放課後児童クラブが面積的に賄えるものかどうか、またもしその今後施設の拡充、拡大を図る御予定があるかどうかもお聞きしたいと思います。

それと、これも聞いた話でございますが、今現在ある時点でもう飽和状態で、ほかの施設等に委託しておるといってお話も聞いておりますので、そのあたりも含めてわかる範囲で

教えて頂きたいと思います。お願いします。

議長（北元 豊君） 子ども福祉室長。

子ども福祉室長（井上光由君） 面積1.65の面積基準、1人当たりの面積基準ということでございますが、これにつきましては今まで基準と致しまして厚生労働省の方が放課後児童クラブガイドラインというものを出しておりました。そのあくまでガイドラインなんですけど、その中でも1人当たり1.65という風になっております。

本年4月から新たに条例、これが竹原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例になりますが、そちらの方でも同様に1.65平米という風にしておりますので、新たにそういった基準が変わったとか、拡充されたとかということではございません。

そういった中で、6年生までに拡充したという風なことも含めまして、現在の施設で充足できるのかという風なお話でございますが、受け入れられない場合も当然でございます。そういったことで、現在考えておりますのは、希望者が定員を超過した場合選考を行っていきたいという風に考えております。選考につきましては、これまで受け入れを行っていった1年生から3年生の生徒がなるべく利用できるようにするため、保育の必要性が高い低学年の児童から利用を受け付けるとともに、就労証明等で提出して頂いております保護者の就労状況等から保育の必要性の点を点数化するように考えております。申し込み状況により選考の必要が生じた場合には、今月上旬に選考を行う予定としております。

また、今後におきまして実際の放課後児童クラブの利用ニーズ、これを把握しながらニーズに応じた利用を確保するため、小学校の余裕教室の追加利用等、これを検討する中で受け入れ可能な環境整備を検討してまいりたいという風に考えております。

議長（北元 豊君） 6番川本議員。

6番（川本 円君） ありがとうございます。

ごめんなさい、ちょっと認識不足じゃったらまた訂正をお願いします。

今、選考基準という風なお話が出ました。低学年を中心として選考しているということは、もし極端なことを言えば希望されておるんじゃないかと、選考基準に漏れた方というのはどういう風に対処していくかというのをまずお聞きしたいのと、やっぱり人的な適正配置、放課後児童クラブの先生ですか、指導員ですかね、この場合、指導員を生徒が増加したことによってどういう風に今後対応できる人員を確保していくのか、このあたりを聞いておきたいと思います。

いずれにしても、最初、当初言いましたように保護者側としましては枠が撤廃されて、子どもを見て頂ける、非常にありがたいシステムが構築されようとしておる訳でございますので、ソフト面、ハード面両方から全体的に支援して頂きたいと思っておりますので、そのあたりちょっとよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 子ども福祉室長。

子ども福祉室長（井上光由君） 先ほど答弁しました選考についてなんですが、これに漏れた場合ということなんですが、当初の児童クラブの御利用が難しいこととなります。ですので、希望される場合には空きが生じた際に保育の必要性が高い順に御連絡をさせて頂くという風に考えております。

また、国の方が今回の改正に伴いまして全国的に同様な状況ということを解消するために、民間施設の利用等柔軟な対応の策を講じるような制度の拡充を図っておりますので、今年度におきましても本市の現状に受け入れるような施策を検討するとともに、今後の環境整備について引き続き検討してまいりたいと思います。

それと、放課後児童クラブの指導員の確保というお話ですが、御質問ですが、放課後児童クラブの指導員、今後におきまして放課後児童支援員という風に名前になります。そちらの配置につきましては、今までも1施設に対しまして複数の指導員を配置することとされておりますので、現時点におきましても当然複数の配置や障害児加配の指導員を配置しておる状況でございます。特段現状と変わるようなものはないという風に考えておりますということで、よろしく申し上げます。

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略致したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1

議長（北元 豊君） 日程第 1 1，議案第 9 号竹原市公立学校使用条例等の一部を改正する条例案を議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第 9 号竹原市公立学校使用条例等の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、消費税法及び地方税法の一部が改正され、平成 26 年 4 月 1 日に消費税率及び地方消費税率が引き上げられたことに伴い、市で管理する施設の使用料について改定するものであります。

改正の内容につきましては、公立学校使用料，公民館使用料，竹原市民館使用料，竹原福祉会館使用料，隣保館使用料，都市公園使用料，竹原市勤労青少年ホーム使用料，竹原市火葬場使用料，竹原市立美術館施設使用料，竹原市伝統的建造物施設使用料，道の駅たけはら利用料及び竹原港北崎旅客ターミナル利用料について、消費税率及び地方消費税率の引き上げ分を算定し、改定することとしております。

何卒、慎重に御審議頂いた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

1 3 番松本議員。

1 3 番（松本 進君） ただ今の市長の提案を受けて、2 点ほど質問をしたいと思います。

1 つは、消費税増税に伴う公共施設の使用料の値上げということであります。具体的な値上げの影響額ということをまず 1 点伺いたいのと、2 点目は企業会計と公共施設、今回公共施設の値上げを提案されている訳ですけれども、企業会計と今回の公共施設の増税に

対する使用料の扱いは明確に違うという風に思いますね。

ですから、要するに消費税を据え置くことも可能であります。ですから、確認をしたいのは、この間実際に1年間据え置いてきた訳ですけども、それはどういう意味なのかということ、私はその据え置くことを是非継続してもらいたいと思うんですけども、その点2点についてお尋ねしておきたい。

議長（北元 豊君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 2点ほど御質問頂きました。

御答弁申し上げる前に、具体的にこのたびの使用料の見直しの考え方について御説明をさせていただきます。

使用料の徴収に関しましては、地方自治法の225条におきまして公の施設の利用につき使用料を徴収することができるものとまず定められております。同法228条におきまして、使用料に関する事項については条例でこれを定めなければならない、そのようになっておりますので、本市におきましても施設ごとに各条例を定める中で使用料金についてもそれぞれ規定しているところでございます。

そういった中で、本改正案は竹原市公立学校使用条例を始めとします全12条例におきまして定める使用料について消費税率が引き上げられたことに伴い受益と負担の適正化、そういった観点から見直しを行うというものでございます。この受益と負担の適正化の考え方につきましては、公共施設を利用することの対価であります使用料は、公共施設の維持管理などに係る経費の一部を受益者となる利用者が負担する費用で賄うため徴収するものでございます。利用者に負担を求めることで、利用しない方との負担の公平性を確保するという考え方でございます。

さらに具体的に申しますと、平成26年4月1日に消費税率が5%から8%に引き上げられたということで、公共施設の維持管理経費やそれらを積算根拠の一部と致しております指定管理料などにつきましても一定の増加となりますので、その増加分について利用者の方に負担をお願いするとそういった考え方でございます。

そういった中で、このたびの影響額という御質問でございますが、利用料金制度として指定管理者による施設も含めておりますので、全てが歳入予算に計上しているものではございませんが、約60万円を見込んでいるところでございます。

2点目の御質問と致しまして、どうしてこの時期に改正するのか、公営企業との考え方とは違うのかというような御質問でございますが、先ほど申し上げましたように、平成2

6年4月1日から消費税率と地方消費税率の合計が5%から8%に引き上げられた、そういった時点で本来なら見直しを実施すべきでございましたが、平成27年10月1日に8%から10%へさらなる消費税の引き上げが予定されていた、そういったことから当面の改定を見送り、10%になる時に合わせ平成28年度から実施しようと、そういった予定としておりました。

しかしながら、昨年末に行われました衆議院議員選挙の結果など、国の動向から消費税率の引き上げが平成29年4月1日まで据え置かれるということが確実になったということで、このたび平成27年4月1日付で使用料等の見直しを行うべきとそのように判断したものでございます。

議長（北元 豊君） 13番松本議員。

13番（松本 進君） 影響額は、先ほど60万円余りという風に言われました。肝心なところは、私は企業会計との違いを今ここで述べました。要するに政策的に判断できるし、もう一回確認したいのは法律では消費税が5%から8%上がったけれども、企業会計はこれは義務的なものですから、すぐそういった措置をとることがされて、私は意見を述べました。

それと同時に、こういう公共施設の使用料は据え置いたから違法だということではない訳でしょう。そこだけをもう一回ちょっと確認したいのと、それから据え置くことを是非お願いしたいということで訴えた訳でありますから、据え置くことが違法なのかどうかということで受益者負担云々ということでは問うてはおりません。

それから、これは土曜日の中国新聞に載っておりました。消費支出が10カ月連続マイナスだと、物価高で慎重姿勢が続いているということで、これは総務省の28日発表した1月の2人以上世帯の家計調査についてであります。ここには2014年4月の消費税増税以降、10カ月連続のマイナスですと、それで中の記事を読むと増税や円安による物価高で低所得者層を中心に家計の慎重姿勢が続いていることが裏づけられている、これは総務省の公の見解、資料に基づくマスコミの報道です。

ですから、私はいろんな負担が今でも上がっているんで、市の財政から見たら60万円をどう見るかという言い方もあるんでしょうけど、また受益者負担という先ほど担当課長の説明がありました。

しかし、少なくとも国の消費税云々でいえば、今先ほど課長の説明の中でなぜすぐ上げなかったかということの説明がありました。それについては、また今度法律が消費税の1

0%への分が延長されましたよね。平成29年4月1日ということでありました。

ですから、私は少なくとも今の課長の説明によって消費税増税はここは別として、少なくとも今の総務省の消費動向、低所得者の消費動向のことを考慮すれば、据え置くことぐらいは決して不可能ではないと、歳入は60万円余り影響ということでありました。ですから、私はこれは自治権に基づいて据え置くことが違法だということには決してならないということもあえて申し上げて、先ほど総務部長、今年27日、28日の中国新聞にも載ってございましたような消費支出の連続10カ月減ということを踏まえれば、この公共施設を据え置くということの政策的な配慮は可能ではないかなと、そうすべきじゃないかなという意見についてどのようにお考えでしょうか。

議長（北元 豊君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 2点御質問頂きました。

まず1点と致しまして、据え置くことということが違法なのかどうかという御質問でございますが、このたびの消費税率の引き上げに伴います使用料の見直しにつきましては、義務的に行わなければならないとした法律等による規定はなく、このたびの消費税の引き上げに伴う使用料の見直しに関して政策的判断として様々な選択肢があったとそのように認識をしております。

消費動向の状況を踏まえながら、政策的判断ができるのじゃないかという御指摘でございますが、行政サービスに対します受益と負担の関係につきましては、こうしたこのたび上げている使用料だけに当てはまるものではなくて、例えば保育サービスに対する保育料でございますとか、医療や介護のサービスに対する自己負担など様々な行政サービスに対しても当てはまるものでございます。

こうした考え方につきましては、各種行政サービスを提供するための財源に限りがある中で直接サービス提供を受ける方が応分の負担をすることで財政面において制度等の持続性を確保するとともに、直接受益のある方とそうでない方との間において負担の公平性を図るための一般的な考え方であり、こうした行政サービスを提供するための負担のあり方に適切に反映することで行財政運営が成り立つものとそのように考えております。

議長（北元 豊君） 13番松本議員。

13番（松本 進君） 私は、3回目の質問になりますから、ちょっと是非ここはこういった政策で判断に関わるものはトップがやっぱりきちっと明確に判断、答弁しなくてははいけないと私は思うんですね。担当課長で、これは早急そういった判断できる、決裁の範囲

でできる権限の範囲の中ならいいんですけども、それを超えて政策的判断ということで私は市長がこういう提案されている訳ですから、是非市長がやっぱり答える必要があると思うんですよ。

だから、この義務的、消費税5から8に上がった時に使用料を値上げする、これは確かに遅らせてきたというのは私は大歓迎で、それを据え置くべきだということも言いたいことを繰り返して言ってるんですけども、ですから義務的なものではないから政策的判断ですよ、これを上げるか何か、条例でやっぱり決定するということになりますけれども、そういった政策的判断ですから、この市の歳入から見たら60万円ぐらい増えるというのは間違いないんでしょうけれども、しかしそれぞれの利用者から見たらその60万円、各いろんな施設の使用料ですから、確かにわずか3%ぐらいじゃないかという判断でいいかどうかということに関わる問題なんですよ。

ですから、私はあえてこの総務省が出した家計調査といいますか、消費支出のこれは国が出した資料ですから、それがこの2014年4月以降10カ月連続マイナスになっているよと、消費の支出の動向が、ですからやっぱりここはよく言われるような総合的な判断、暮らしの問題でいえば、市から見たら60万円の歳入、しかし負担者から見たら、利用者から見たらだんだんだんだん物価とかいろんな暮らしに影響が出てくる、ずっしり重いよと言いかたを変えれば、ですから私はこれは市長がこういう消費者、総務省の動向とは違って、竹原市はそうじゃないよと、そういったうまく説明がやっぱりきちっとこの場でして上げるんよと、協力したりしてくれということの答弁がするのかなと思うたらそうでもないから、あえて私はこう聞きたいんですね。

ですから、国が客観的に見た消費動向は連続減っている、経営者達というのは大変厳しい状況にある、こういった中であえて提案するのはどういうところに意図があるのかなということを最後に質問してみたい。

議長（北元 豊君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） いわゆる公の施設の使用に当たって、使用料を徴収することについての御質問を頂きました。

まず、公の施設を利用するものにとっては、基本的には使いやすい施設とするためには維持管理、経費が必要であります。こうした利用者の便益を確保するために必要となる経費について、その便益を享受する対価として利用者に応分の負担を求めることは、施設を利用しないものとの公平性を図るためにも妥当であると考えております。

また、いわゆる税はその他のあらゆる行政サービスの財源であるとともに限りあるもの、市としても健全な財政を維持していくためにも施設の利用者から使用形態などを考慮しつつ、使用料として一定の負担を頂く必要がある、政策的にも考えているところであります。

また、使用についてはもちろん今松本議員おっしゃるように低所得者等に対しての関係につきましても、制度の中で減免制度という制度もございますので、そこらあたりも活用しながら政策的にこれは進めていきたいと考えております。

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略致したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

13番松本議員。

13番（松本 進君） 先ほどこの質疑の中でも指摘しましたけれども、市の方の歳入、この消費税増税分の使用料の値上げ60万円余りという説明であります。そういった市の方の歳入の60万円をどう見るかということも今三好副市長の説明があったんですけども、こういった受益者負担というこの考え方よりは私は今最も政策的に判断の重視で市民の暮らし、特にこういう低所得者の暮らしが、家計がどうなっているのかな、ここにやっぱり重点を置く、そういった施策を行うということが大きな柱の一つではなくてはならないということで、私はこの総務省の資料、これは客観的事実ですから、こういった資料に基づいてこういった政策的、義務的ではない政策的な判断をすべきだという風に私は繰り返し申し上げたいと思えます。

ですから、今回消費税増税分の3%分の値上げということに対しては、私は引き続き少なくとも据え置くことが適切な判断だということをあえて申し上げて、この議案には反対をしたいという風に思えます。

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（北元 豊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2

議長（北元 豊君） 日程第 1 2，議案第 1 0 号竹原市工場等立地促進条例及び竹原工業・流通団地事業所立地促進条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

[事務局職員朗読]

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第 1 0 号竹原市工場等立地促進条例及び竹原工業・流通団地事業所立地促進条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、それぞれの条例が平成 2 7 年 3 月 3 1 日をもって失効することから、今後とも引き続き企業立地促進による本市の産業振興と雇用機会の拡大に資するため、それぞれ期限を延長するものであります。

改正の内容につきましては、それぞれの条例において、助成制度を受けることのできる期限を平成 2 7 年 3 月 3 1 日から平成 3 7 年 3 月 3 1 日に延長するものであります。

何卒、慎重に御審議頂いた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

1 3 番松本議員。

1 3 番（松本 進君） 当議案について質問してみたいと思います。

この議案は、現在ある企業立地等に関わる支援措置といたしますか、奨励金を継続するという内容であります。

端的に伺いたいのは、今竹原工業・流通団体に企業が進出というか、誘致されておりますが、ここにおける様々な支援措置があろうと思うんですが、その支援措置の金額と特にそれに対して雇用の促進ということが大きな目的ですから、実際その市として工業団地にこれだけ投資といたしますか、支援措置をやった、それに対する雇用は何人確保されたのかということがわかるように明確にお答え頂きたい。

議長（北元 豊君） 商工観光室長。

商工観光室長（向井直毅君） 失礼致します。

竹原工業団地に対する支援措置の金額とあわせて雇用促進に伴う雇用の人数の御質問でございます。

まず、竹原工業・流通団地に対する支援措置でございますが、平成22年から平成26年までの5年間におきまして、まず土地取得奨励金と致しまして約4,500万円、続きまして施設整備奨励金が約8,300万円、それから事業所設置奨励金が約580万円、雇用奨励金が195万円、合わせて約1億3,600万円の支援措置を行っております。

その間、メガソーラーの発電施設を除き3社での雇用のうち市内在住者、竹原市内にお住まいの方の雇用が約26名ということでございます。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 13番松本議員。

13番（松本 進君） 私も、これに関わって昨年3月、1年前の議会でしたか、質問しまして、その当時工業団地の造成を含めた県の事業が主なんですけども、それと竹原市も5億円近い投資をしてる訳ですから、全体でやっぱり53億円の工業団地に対する投資といたしますか、そうやったけれども、昨年の方は13人の雇用しかない、竹原市民の雇用しかないというのは雇用奨励金の関係でそういう風に言われたんだと思うんですが、しかし今26名でしたか、言われました。

それで、私は工業団地への奨励金、あとは雇用促進ということで26なら26人おられるから、全てだめだとは私も言い切れませんが、要するに限られた財源の中でももう少し有効な対応の仕方があるんじゃないかということが去年の一般質問で指摘しました。

ですから、いろいろ考え方はあるんでしょうけども、端的に言えば奨励金だけのところの見方をすれば1億3,600万円ぐらい奨励金としてやって26名ですかということがありましたよね。ですから、私はこれと一番比較の部分で住宅リフォームとかというわかりやすいものも言ってるんですけども、ここにもう少し使いやすいような工夫と知恵を使って金額も300万円余りじゃなくて3,000万円、1億円というのはちょっと大げさかもしれないけれども、そういった大胆なやっぱり発想での改善をしていけばこの市内の建設業者等々の仕事が増えるんじゃないかということを指摘したし、今も思っている訳ですね。

その時に申し上げた市の資料によっても、平成12年から平成22年の10年間での建設業者の市内の建設業者の雇用の場が確か400人余りだと思うんですけども、10年

間で失われている訳ですね。いろんな原因があると思うんですけども、減っているのは事実です。

ですから、こういう統計上から見ても既存のところへ平成12年から平成22年の10年間でたしか建設業だけでも400人ぐらい減っているということを指摘しました。ですから、ここに本当に効果がある対策を打たないと、地元の悪い言い方というんですがどうですか、あれですけども、地元のところもどんどん崩れていって、そのよそからこの工業団地へ企業を誘致して雇用を増やすんだ、これは10ぐらいのやり方は失敗しているというのが率直な私が申し上げたいところなんですね。

ですから、私はこういう今回こういった企業立地、10年間延長されるのであれば、工業団地、地元の既存の工業団地以外の既存の設備投資に対する奨励金もあるんですけども、ですから私は既存の地元の工業団地以外の新規雇用といいますか、こういったところにも奨励金を出すなりをして、地元業者を激励するといいますか、雇用奨励金は1回1人15万円しか出ませんが、そういう少ない金額にしても地元企業に新たに雇用が生まれればそこに奨励金を出すというような仕組みが今緊急に求められているんじゃないかと、ですから今の仕組みは設備投資とか、そういうことをしなければ奨励金を出す仕組みに、申請して奨励金を出す仕組みになっていません。

ですから、私はその既存の頑張っておられる地元業者のもう一つの年間15万円1回限りでいいとは決して言いませんけれども、一つの励みになると、奨励するという面ではこの枠を広げるような条例改正を行って、地元業者の新たな雇用にわずかですけども奨励金を出すということの工夫がやっぱりあってしかるべきじゃないかなということで今回延長の提案とあわせて市長の考えを聞いてみたい。

議長（北元 豊君） 商工観光室長。

商工観光室長（向井直毅君） 地元企業への育成という意味の御質問であろうかと思います。

まず、地元企業の育成等につきましては、本市におきましては企業、ハローワーク竹原、商工会議所などの関係機関と連携致しました就職ガイダンスでありますとか、中小企業の金融難を緩和をする中小企業融資制度、あるいは小規模事業者の振興と経営の安定を促進する小規模事業者指導事業、また昨年から新規操業に向けた支援など商工会議所でありますとか、政策金融公庫、また市内金融機関等の関係機関と連携しながら現在取組を実施を致しているところであります。

なお、中小企業の融資制度等につきましては、今現在県内では最も低い利率で運用をさせて頂いておりまして、多くの中小事業者の方に御利用頂いております。今後におきましても、広島県、他市の状況等を参考にしながら地元企業の育成、また雇用拡大につながっていくような施策を展開してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 13番松本議員。

13番（松本 進君） これは指摘になるのかもわかりませんが、私が今質問したこの今回の議案に伴って言ったのは、既存の工業団地とか、あと工業団地以外の設備投資というのは対象になるようにしてありますけれども、それ以外に既存の業者の新規、新たに雇用するということの部分の一つの年間15万円でしょうけれども、1回限りでしょうけれども、奨励的なのということですから、やっぱりそういう施策があつてしかるべきじゃないかということで、確かに新規の分はという今商工会議所の云々ということを言われてましたけれども、私は今既存企業の頑張っているところというのは新たに雇用したところは奨励金を出すというような施策が緊急に必要なんじゃないかなということが中心的な質問のところでありまして、あとは住宅リフォームにかわるような特別な施策があれば、また何回もここで聞くんだけど、今までそれを聞いたことがない。

ですから、そういった住宅リフォームの改善で仕事が増えるよと私は提案してるんだけど、それ以外にもっと有効な効果的なこういうんがあるじゃないかというのがあればちょっと聞いておきたいなということで、質問の趣旨は既存の企業の新たな雇用、設備投資、拡張というのはできなくても、既存の起業の地元業者の新たな雇用を生んだところには奨励金を出して頑張ってくれと、市も応援するよという姿勢を見せることも大切ではないかなということであります。

議長（北元 豊君） 松本議員にお聞きします。

今回の分は、竹原工業・流通団地あるいは促進の条例の件でございます。そのことについての集中審議をひとつお願いいたします。

答弁、建設産業部長。

建設産業部長（細羽則生君） 新規の雇用に対する支援はないかというようなお話だろうと思います。

今、現状の部分につきましては、直接市の条例の方でそういう取組というのは行ってないという状況ではございますが、県の緊急雇用経済対策等の中で新たに雇用という訳では

ないですが、処遇改善というようなものについては、補助金等を活用してそういう企業を支援しようというような取組を致しまして、今回補正予算という形で提案をさせて頂いているところでございます。

それから、建設業者の部分の雇用の改善と申しますか、業者数が減ってるという部分に対しての取組ということでございますけど、建設投資という部分につきましては大きく下がっているという状況がございますので、そういう状況も踏まえながらどういう形で雇用の波及効果が及んでいるかという部分につきましては今後いろいろと施策を総合的に考えながら検討して頂かなければいけないという風に考えております。

以上でございます。

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略致したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13

議長（北元 豊君） 日程第13、議案第11号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第11号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部が改正されたことに伴い、引用する法律の題名を改正するなどするものであります。

何卒、慎重に御審議頂いた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略致したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14

議長（北元 豊君） 日程第14、議案第12号竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第12号竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、介護保険事業計画に基づき、平成27年度から平成29年度までの第1号被保険者の保険料額を算定するとともに、制度改正に伴う新しい総合事業への移行に当たり、介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置について定めるものであります。

介護保険事業につきましては、法令の定めに従い、市町村の基本指針に則して3年ごとの当該事業の健全かつ円滑な運営を行うための事業計画を定め、当該事業に係る保険料について年間の保険料を所得の状況によって9段階別に定め、第5段階の額を基準額として条例で定める保険料率により算定された額を課することとされております。

改正の内容につきましては、このたび年齢65歳以上の第1号被保険者に係る保険料の額について計画に基づき高齢者数、要介護認定者数の推計、保険給付に要する費用の見込み額等を根拠に算定した結果、年額6万8,160円を基準額とする保険料率に改正するとともに、新たに設定する所得段階の一部については低所得者層への負担軽減を考慮し、市独自の低い負担率を設定するものであります。

また、新しい総合事業である介護予防・日常生活支援総合事業への移行に当たっては、国の指針などにより提示される事業の詳細も踏まえ、移行後の受け皿の整備や地域の特性を生かした取組等のため、一定の時間をかけて整備する必要があることから、平成27年4月1日以後、別に定める日から行うこととするものであります。

何卒、慎重に御審議頂いた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

13番松本議員。

13番（松本 進君） 市長の提案を受けて、質問してみたいと思います。

先ほど市長の提案理由にもありました低所得者層への負担軽減を考慮したということがありました。具体的に、新年度で予算措置で国はこの低所得者の保険料の軽減措置として約1,300億円予算措置をされる予定であります。その低所得者の負担軽減措置、竹原市ではどういった金額としてどれだけ金額の交付金になるのか、その1,300億円の予算措置の竹原市における金額、軽減措置の金額について伺いたいということが1つと、先ほど市長もありましたような市の保険、介護保険料の提案を見ると、低所得者の負担率と

というのは1段階、2段階、3段階、この負担率そのものは据え置かれておりますよね。

しかし、国の対策としては先ほど言いましたように低所得者の負担、特に第1段階、第2段階、第3段階、こういった低所得者の負担を軽減する対策のために1,300億円予算を組んだんだよということもありました。しかし、説明の資料を見る限りでは、この負担率が改定、現行と改定後の負担率、1段階、2段階、3段階は負担率が変わりません。第1段階では0.5から0.5というような分で、第2段階、第3段階も変わらないというようにちょっと私は資料を見る限りそう思うんですけども、ここは国の措置が活かされていないのかなという危惧をするものですから、1,300億円の竹原市における交付額、竹原市としてはこれだけ低所得者の軽減措置を図ったよということを知りやすく説明して頂きたい。

それから、2つ目は今回平均でいえば6.4%ですか、第1段階のところも金額では170円、6.4%の月額でいえば第1段階でも170円、6.4%の値上げになっておりますし、第3段階でも率は6.4%、第6段階でも率は6.4%ということで、第4段階のところはちょっと率も0.76というほとんど据え置きというような、ちょっと一部そういうところもありますけれども、基本的にはそういう6.4%の引き上げということも言えるのではないかという思いますので、こういった新たな保険料の改定でどれだけ影響があるのか、歳入への影響があるのかということを知りたいということと、3点目はこの介護保険料そのものについてでありますけれども、第1段階では生活保護世帯等々、この月額保険料が2,840円、生活保護の場合は給付されますから実質ゼロということになろうかと思うんですね。

それから、あと第2段階、第3段階、そういった年収等がそれぞれあって、保険料が課税されますということで、第1段階でもこの区分は今度は分けてますけれども、生活保護はそういう実質保険料は月額ゼロ、しかし本人年金収入が80万円以下、これは世帯主非課税の第1段階の分の年金収入が80万円以下等の場合でも月額2,840円、改定された後の保険料が月額保険料が2,840円取られる、徴収されるということになります。

ですから、この第1段階の区分でも生活保護の区分のところでは実質要らないよと、同じ第1段階の区分で年金収入80万円以下というところは2,840円ということになります。

こういった面で、一番ここはわかりやすいかなということでお尋ねした訳ですけども、こういった仕組み上この条例で第1段階から第9段階までの保険料が課税される訳で

すけれども、私が言いたいのは先ほど生活保護の分ではそういうこの第1段階の生活保護では2,840円かかる、生活保護受ければ給付されるからゼロ、そうでない方の80万円以下のところは月額2,840円保険料がかかるという面では、生存権ということを繰り返してこの場で申し上げておりますけれども、私は考える基準は憲法25条の生存権だと思うんですね。

ここから見て、確かに生活保護は要らない、こっちは要る、だからその全部チャラにしないさいということを私は決して言ってる訳じゃないんですけれども、そういった考え方としてこういった生活保護ではこうなっている、しかしそれと直近の第1段階の年収80万円以下の人の月額保険料が2,840円かかりますよと、ここをどう見るかということについて再度認識をお尋ねしておきたい。

議長（北元 豊君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） お答え致します。

今回の介護保険条例の改正、主には介護保険料の改正ということでございます。

介護保険制度につきましては、冒頭市長が提案理由で申し上げましたとおり、3年ごとにこの事業の健全かつ円滑な運営を行うための事業計画を定めまして、当該事業に関わります保険料につきまして年間の保険料と所得の状況によりまして、現在は6段階でございますが、これを9段階の別に定めまして、そのうち第5段階の額を基準額と致しまして今回条例で定める料率によりまして算定された額を課するとしております。

今回は、年齢65歳以上の第1号被保険者に係る保険料の額につきまして年額6万8,160円を基準額とするということから保険料率を改正するとともに、新たに設定致します所得段階の一部につきまして低所得者層への負担軽減を考慮し、市独自の低い負担率も設定するというようにしております。

1点目の御質問でありましたその軽減策に伴う軽減額ということでございます。議員からお話ございましたように、第1段階におきましては現在のところ基準額をもとに致しまして負担率0.50でございまして、それによりまして確かに率に変更ございませんので、平均額は上がることになっておりますが、第1段階につきましては政令が公布されることに伴いまして負担率が低くなる予定となっております。政令公布後にまた議会の方にお諮り致しまして、平成27年4月に遡及されるという予定になっておりますので、その額で申し上げさせていただきます。

現行の第1段階が基準額の保険料掛け0.50の場合ですと、現行2,670円が2,

840円となるものでございますが、負担率軽減が図られて遡及致しますとこの0.5を0.45にという予定にしておりますので、その際は月額が2,556円になるというものでございます。

その差をおきまして、現行、現在のところ平成27年度におきます第1段階の保険者の保険料を積算する際にここに該当する人数につきましては1,894人を見込んでおります。それで見込みますと、軽減策としますと現在のところ259万円は軽減されるという風に見込んでおります。

次に、このたびの料率の改定によります全体の影響額というものでございます。現行6段階が9段階になりまして、それぞれ改定差等を行います。この影響額は、申し訳ございませんが、先ほどの軽減をする前ということで第1段階につきましては0.50の料率で計算したものでございますが、試算致しますと改定につきましては約4,000万円は改定されるのではなかろうかという風に見込んでおります。

それと、3点目の特に第1段階、所得の低い方の階層の御質問がございました。第1段階につきましては、議員からもお話ございましたように生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者等、また本人さんの年金の収入等が80万円以下ということで、現行は0.50の負担率のところでございます。そこをどう考えるかということでございますが、制度全体を踏まえまして適正に措置する上におきましても、市と致しましても介護保険制度の持続可能な介護保険制度の運営に資するよう引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 13番松本議員。

1番（今田佳男君） 1番の軽減策の部分でちょっとわかりにくかったんですが、私が言ったのが間違いなら訂正を含めて答弁願いたいというのは、国の方は私の方の資料では国の方は低所得者のための軽減措置として1,300億円予算措置をしますよと、それが竹原市の介護保険では幾らになりますかということをまず一つ、軽減策で国からおりてくるんですね。これがさっき言った259万円だけなのかどうかはちょっと確認を含めてお尋ねしてるんですけども、要するにそういうことをまず金額として幾らになるのか、それと軽減対象の世帯、私も今の聞いていて説明が聞き間違いがあれば訂正を願いたいんですが、私は軽減対象者、低所得者の方は第1段階、第2段階、第3段階ではないのかということもまず申し上げて、その分の施策は負担率据え置きになっているよということで国

は1, 300億円使って安くしなさいよと言っているのに負担率が一緒じゃないか、金額的にも上がるじゃないかということ指摘した訳でありますから、そこはもう少し、説明してください。

それから、あと国から実際お金がおりてくる、軽減のためのお金がおりてくる、そうした場合、もう一回これは今確かに2,000, 一番下1段階の分では2,840円、月額2,840円が2,556円ということで下がりますよね。下がった分はどうなるんですか。やっぱり取り過ぎた分はまた返すとかというのは、何か物すごい二重手間だし、負担が押しつけてどうなるのかなと、とった分のお金はということになりますから、本来は国がもう予算措置がやっているのがわかっている、そういった情報を私も知ってる訳ですから、その段階で遅らせるといいますか、値上げをストップさせて、少なくとも下げるような方向の分で予算措置をしたってあと調整ができるのではないかなという風に思いましたので、具体的に低所得者の対象者が1段階、2段階、3段階になるのではないか、その分の軽減策の国のお金は幾らおりるのかということ、今回はとったお金は、余分に取り過ぎたお金はどうされるのかということちょっと再質問としてお尋ねしておきたい。

それから、3点目の分ですかね、竹原市の保険税、介護保険料といえますか、このことについて生活保護費との関係、特に憲法の生存権に関わりますからこの第1段階の例を挙げてわかりやすい説明ができるかな、質問ができるかなと思って、第1段階では生活保護は2,840円月額、あとは世帯主非課税の分で年収が80万円以下の第1段階の収入の人は月額2,840円、生活保護は同じ保険税なんですけど生活保護は給付されますから実質ゼロということの比較で、同じ生活レベルのところの一方ではゼロ、一方ではこれだけ負担がかかるということについてどういった認識なのかなということ繰り返しますけどもちょっとお尋ね、確認を含めてお尋ねしたい。

議長（北元 豊君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） お答え致します。

軽減の方で議員の方からお話ございましたように、私第1段階のことしか申し上げませんでしたのでお答え致します。

負担軽減分につきましては、消費税の引き上げに伴います新たな公費による軽減の仕組みを導入致しまして、さらなる負担軽減を図るという見込みでございます。第6期の今回の負担率でございますが、先ほど第1段階のことは申し上げましたが、第2段階におきましても現在現行は基準保険料に掛けまして0.70でございます。これが、当初の予定で

は0.75の予定でございましたが、これを市の独自と致しまして0.70へ据え置いておるといふこととございます。

あともう一点は、第3段階につきましても0.75が0.75で据え置いておりますが、ただし先ほど消費税引き上げの件を申し上げましたが、こちら消費税の10%の引き上げ時期でございまして、現在予定されております平成29年4月におきましては、第1段階におきましては基準保険料掛ける0.3、第2段階におきましては基準保険料掛けるの0.5、第3段階におきましては基準保険料掛けるの0.7という風な軽減を図られる予定となっております。

それで、先ほど軽減の額につきまして国のお金に対しましてどうなるんかといふこととございますが、申し訳ありませんがそちらの方はちょっとまだ把握しておりませんので、また後ほど調べた上でお答えさせて頂きたいと思っております。

それでは、3点目の生活保護の受給者の方と低所得者の方のお話でございましたが、こちらにつきましては先ほども御答弁申し上げましたが、介護保険制度、こちらが円滑な運営が図られるよう適切に保険料を措置致しまして、鋭意取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 13番松本議員。

13番（松本 進君） 3回目になりますので、この市長の方に是非お尋ねしておきたいのは、この保険税に関わる分ですから細かい金額は別として、先ほど第1段階の分の憲法に基づく生活保護費とそれに近いような保険、第1段階の被保険者の保険料、介護保険料のことを言いました。

ですから、ここのはいろんな制度は確かにこうなってるんですよ。ですから、こうなってるから憲法25の生存権から見たらどう考えるかと、ここだけをちょっとわかりやすく質問したつもりなんですけど、どうでしょうか。

議長（北元 豊君） 市長。

市長（吉田 基君） 憲法の生存権と介護保険と国保、いろいろある社会保障制度の中で、いつも松本議員との私どもの立場の差異について気持ちは大変よくわかります。基本的に御理解は致しますが、やはり一つのルールに従った中で行政の事務を進めていくところのように私ども考えております。今後とも、そういうところを御理解頂きながら、議論の中でみんな少しでも一歩でもよくするようにしていきたいとこのように思います。よろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 9 番道法議員。

9 番（道法知江君） 議案第 1 2 号の竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案について御質問をさせて頂きたいと思います。

まず、これは制度の改正に伴うということでもあります。新しい総合事業への移行ということであるんですけども、タネットで御覧になられている竹原市の 6 5 歳以上の介護保険を利用されていらっしゃる方に詳しく、少しわかりやすいように教えて頂ければなという風に思っております。何が一体どのように変わるのか、被保険者にとってサービスがどのようなサービスに移行されるのか、そして今要介護認定者、これが竹原市内においてどれぐらいの方々がいらっしゃるのか、まずその点についてお伺いしたいと思います。

サービスがどのように変わるのかということです。保険料が変わるということが、現場において何かサービスが変わるのかなという風に思われるんですけども、今現段階でわかる範囲で結構ですので教えて頂きたいと思います。

議長（北元 豊君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） お答え致します。

まず、今回の介護保険制度の改正ということでございます。

今回の制度改正につきましては、基本方針と致しまして介護保険制度の給付の対象となる保健医療サービス及び福祉サービスの範囲の適正化等による介護サービスの効率化及び重点化を図るとともに、低所得者を始め国民の保険料に係る増大を抑制しつつ必要な介護サービスを確保するということとされております。

主な改正内容としましては、大きい項目と致しまして 1 点目が地域包括ケアシステムの構築でございます。これにつきましては、高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるようにするため医療、介護、生活支援、介護予防を充実させるというものでございます。この中で、サービスの充実と致しましては在宅医療、介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実強化、また重点化、効率化と致します中で今議員からお話ございますが、こちら全国一律の予防給付、訪問介護、通所介護を市町村が取り組み地域支援事業に移行致しまして多様化させるというものでございます。

また、特別養護老人ホームの新規入所者を原則要介護 3 以上に限定するというもの、こちらは既に入所されている方は除くという措置でございます。また、要介護 1、2 の方も一定には入所が可能というものでございます。

大きい項目の 2 点目と致しまして、費用負担の公平化がございます。こちらは、先ほど

松本議員の御質問にもありましたが、低所得者の保険料軽減を拡充すること、また保険料上昇をできる限り抑えるため所得や資産のある人の医療費負担を見直すというものでございます。

こちら低所得者の保険料軽減を拡充することにつきましては、先ほどの御質問のとおりでございます。また、重点化、効率化と致しまして一定以上の利用者の自己負担の引き上げというものがございます。現行1割を2割の負担に条件が該当される方は引き上げるというものでございます。

そのうちまた主な改正時期でございますが、ほとんどが平成27年4月に移行するというものでございます。

御質問の新しい総合事業、こちら介護予防・日常生活支援総合事業でございますが、こちらは新しい総合事業と致しまして現行相当の訪問介護、通所介護と多様なサービスの類型に分けてまして要支援の方、要支援者等の高齢者を支えるというものでございます。多様なサービスとして想定されますものは、緩和した基準によります生活の援助やミニデイサービス、また住民主体の生活援助や体操などの通いの場の提供、既存の介護サービス事業者によるサービス、こちらのサービス提供から元気な高齢者を始め住民が担い手として積極的に参加する支援というものからサービスの多様化を図っていくと、また高齢者の多様なニーズに応じていくというものでございます。

また、60歳代、70歳代を始めとした高齢者の多くの方は要介護状態や要支援状態に至っていない状態にある場合もありますことから、地域で社会参加できる機会を増やしていくことが高齢者の介護予防にもつながっていき、できる限り多くの高齢者が地域で支援を必要とする高齢者の支え手になっていくことでよりよい地域づくりにつながるものというところを考えております。

また、この事業の財源構成につきましては、現行どおり国、県、市の公費部分と保険料部分で構成されるということになっております。

御質問がございました現在の要支援、要介護認定者の人数でございますが、現在のところ把握しておりますのが平成26年11月現在のものでございます。認定者数全体と致しまして2,085人でございます。内訳としまして要支援1が298人、要支援2が315人、要介護1が434人、要介護2が325人、要介護3が275人、要介護4が221人、要介護5が217人、以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（北元 豊君） 9番道法議員。

9番（道法知江君） 現場においては、非常に苛酷な介護の現場で、そこで就労されて働いていらっしゃる方にとりまして、今お聞きするとかなりのサービスが人的にたくさんの方が携わったり、また1人に対する負担というのが非常に懸念されると思っております。まして、介護要介護3以上でないということを先ほども説明を頂きました。

人的な人の確保というのは大丈夫なのかどうか、それといわゆる保険料を払っている以上収納率の向上というものをきちっとして頂かないといけないのではないかな、今現段階における収納率もお教えて頂ければなという風に思っております。

これは、3年間継続するものでありますので、その点について人的な人の確保というのが大丈夫なのかどうか、収納率に向けての本市としてこの3年間、どのような覚悟で収納率を向上、上げていこうとされるのか、このことを2点目でお伺いさせて頂きたいと思っております。

議長（北元 豊君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） お答え致します。

まず、1点目の人的な問題でございます。

現在のところ予定しておりますのが、新しい総合事業におきましては本市におきましては27年4月のスタートではなく1年間猶予を持ちまして28年4月から施行する予定でおりますと申しますのは、議員の方からもお話ございましたように人的な問題というものもございまして、27年度入りますとすぐに各地域の方へ出向きまして、この制度の御説明、保険料の面も含めましてですが、介護保険制度、全般の御説明をさせて頂く機会を設けたいと思っておりますと申しますのは、今回の制度改正は平成18年度の改正に続きまして大変大きな改正の内容ということになっておりますことでもありますので、その点は十分踏まえてまいりたいと思っております。

2点目の収納率でございますが、ちょっと過去の収納状況等を申し上げますと、平成23年度が特別徴収分は100%でございます。普通徴収分が91.6%、平成24年度におきまして特別徴収分が100%、普通徴収分が90.8%、平成25年度におきましては特別徴収分が100%、普通徴収分が89.84%ということでございますが、特別徴収、普通徴収合計しますといずれも99%以上の収納率ということになっておりますが、と申しましてもまだ滞納繰越分もございまして、今回制度改正に伴いまして当然保険料も今回改定させて頂いておりますので、議員からお話ございましたようにサービスの向上が図れるように努めまして、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 9 番道法議員。

9 番（道法知江君） 実際の施行は 28 年度になってから、だれども保険料としてはこの 4 月から各自皆さんにお支払いをして頂くということであるかなという風に理解致します。

先ほども言われたように収納率の向上、これは本当に 100% 持っていけるように鋭意努力をして頂かなければいけない。そのことによって公平な負担割合になるのではないかなという風に思っておりますので、よろしくお願い致します。

課長が言われましたように、本当に大きな改革になると思います。現場で働く方々、また事業所等も本当に今回の改革については頭を悩ませているということをよく聞きます。でき得る限りサービスを受けられる方々、そして事業所等のお声を拾い集めて頂いて、そして公平負担、また本市としての介護保険に対する熱い思いというのがその利用される方々にわかるように是非お願いしたいと思います。

以上です。

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略致したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

13 番松本議員。

13 番（松本 進君） 私は、この介護保険料の値上げに反対をしたいという風に思えます。

その第一の理由は、この保険税そのものがこの憲法の生存権から見て負担能力を超えるような、生活を脅かすような介護保険料になっているということでもあります。

私は、市長に先ほど認識を求めたのは、気持ちのことを言っているのではなくて、事実関係として生存権と竹原市のルールに基づく介護保険料、これがどうなのかということをお尋ねしました。高いから全て生活保護の分を超えるような高い分はゼロにしないと言も言っておりません。そんなことはできる訳がない。

しかし、高いという生存権を脅かすような高いという認識を持って自治体として可能な努力をすることができるということだけは指摘をしたいし、その方向で取り組んで頂くことが大切だという風に私は思います。

それから、2点目の問題は国がせつかく新年度予算の中で1,300億円の低所得者の負担軽減措置を財源的にも示している、それなのに据え置いて第1段階の人も6.4%の負担増、これは金額的に大したことではないという問題ではないと思うんですね。本当に低所得者の人たちから見ると本当に大変な負担、本当に生活を強いられるということになる訳ですから、こういった先行してでも国が財源を出すと予算措置をするということがわかっている訳ですから、私は先行してでもこの軽減措置を低所得者の分の軽減措置をやると、保険料を軽くするということが提案されてしかるべきだという風に思う訳ですね。

それから、やっぱり先ほど保険料の収納率の向上がありましたけれども、実態を見ると滞納されている方の収入というのは担当者がちゃんと説明してください。普通徴収の方です、主に。月額1万5,000円以下の人のところからも保険料を納めなくちゃいけないですよ。その人が155人、昨年度の決算では滞納されてますよね。そんな実態をきちっとやっぱり報告すべきだ。

私は、そういった今の憲法を脅かすような保険税になっていることは事実ですから、可能な自治体としても一歩でも二歩でも軽減措置の努力をしなくてはならないということ強く求めて、反対討論としたいと思います。

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（北元 豊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後3時まで休憩と致します。

午後2時45分 休憩

午後2時57分 再開

議長（北元 豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（北元 豊君） 日程第15，議案第13号竹原市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案を議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第13号竹原市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案について，提案理由の御説明を申し上げます。

本案は，指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部が改正され，指定地域密着型サービス等の事業の実施に係る基準等が改められたことに伴い，必要な規定を整備するものであります。

改正の内容につきましては，このたびの厚生労働省令の改正の内容を参酌し，省令と同様の基準に改めるものであります。

何卒，慎重に御審議頂いた上，適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

13番松本議員。

13番（松本 進君） この議案について，2点になりますか，確認を含めてお尋ねしておきたいという風に思います。

この法律，今回提案された条例の提案は，市から説明資料で頂いたことによると今回の条例の一部改正は昨年6月25日公布の略称総合医療介護法といいますか，この法律に基づいて基準省令の見直しを行うことであって云々ということで，この市の説明で気になったことなのでこの本会議で質問するというのもしておりました。

要するにこの資料の1のところに，昨年6月の国の法律に基づいて基準省令の見直しを行いますよと，ここまでは法律ですからあれなんですけども，次のことについて確認を求めておきたい。

その基準省令の見直しでありますよと，その次に市において独自基準を定めることはしない，定めることはせずというような云々ということがありまして，私がここで確認したいのは本来こういった指定地域密着型サービスの事業の人，設備，運営基準等々のことで

すから、国が定めた省令でそういった人、設備、運営、こういった基準といたしますか、これを決めていったのがこの条例で市でそういったことを決めるよ、人、設備、運営等のことを市で決めるよということは、自治権、自治事務ですから、自治権の範囲内、自治事務の範囲内といたしますか、私からいえば自治権の判断といたしますか、いろんなやっぱり実態に合ったような介護等でいえば実態に合ったような福祉政策を行うということが可能だと、条例上は、確かにいろんなやっぱりすぐ人を1人から2人、3人というのは例えば国の基準が最低基準が1人だとして、それをやっぱり2人、3人という簡単にできるということは申し上げている訳ではありませんけれども、少なくとも国の義務的な基準、これと自治権に基づく自治体で実態に合ったような決める基準、これがこの今回の中にはそういうことがあるよと、ないのかあるかどうかを大枠なんですけれどもこの提案に当たってお聞きしたい。

ですから、もう一回言いますけれども、こういった昨年6月の法律に基づいて基準省令の見直しなんだよと、それを今度は市の条例で決めていくんだよということは確かに国の基準、義務的なそういう人、設備、運営ということでは国の一つの義務的な基準ともう一つは自治権に基づく対応できる基準といたしますか、これがあるのかどうかを大枠で今回提案された中に含まれるのかなという私はちょっと思いましたので、その点を確認したいことが一つであります。

それと、それとの関わりでこの資料の3ページの(4)ですかね、小規模多機能型介護の地域の連携推進ということの中で、いろいろと長いですから、その中に新総合事業という新しい言葉が出てきます。ここは、確かにこの国のさっき言った昨年6月の医療介護総合法というのが私の考えの部分でいえば介護の関わっていえば要支援1、2のサービスを介護保険から外すよということで、その受け入れ体制としてこの4月から3カ年の間に地域で竹原市なら竹原市でその介護保険の外した要支援1、2の外した分のサービス事業を市独自でやりなさいよということが大枠の今度は法律の改定であります。

ですから、私が心配するのは、先ほど1点目のお尋ねをしたのは、条例に基づいていろいろ新総合事業を行う訳でしょうけれども、またこれが3カ年、今年の4月1日から3カ年でそういう要支援1、2の保険から外れたサービスを市で行うということの体制、負担ということを取り組まなくてははいけません。これは法律で決まったことですから、私らはちょっと内容的に問題があるということで反対の意見を上げてきましたけれども、しかし法律で決まった以上は竹原市での受け入れ態勢をつくらなくてははいけません。それ

が3カ年の猶予というのがありますけれども、ここの中に新総合事業ということが私はそれに適合するのではないかということになるかどうかを確認を含めて、その場合は新たにやっぱり基準をつくらないと、今やっている介護保険に基づく要支援1、2のサービスの質と負担というのを確保することはできませんよね。

ですから、このさっき言った省令を見直して条例をつくる、その中には義務的なものがあるか知らんけども、自治権の拡大につながる市の許認可ですよ。その許認可に関わるものも出てくるということもあって、そこはどうか、あるのかないのかということも1点で質問しました。

そして、関連はこの総合事業に関わって介護保険から外れた新たなサービスを竹原市のいろんな事業所をお願いすることになるのかもわかりませんが、そういった体制、基準、これを市がやっぱり許可権限を持つことになろうかということになるのではないかと思いますので、そういった関連について2点だけ確認をしておきたい。

議長（北元 豊君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） お答え致します。

今回の条例案でございますが、先ほど市長が提案理由の中で申し上げましたように、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部が改正されまして、このサービス等の事業の実施に係る基準等が改められたと、このことに伴いまして必要な規定の整備ということでございます。

また、改正の内容については、厚生労働省令の内容を参酌し、省令と同様の基準というものでございます。

議員から御質問ありました1点目でございますが、自治権の問題等もございました。今回は、確かに市におきまして独自基準は定めておりません。それにつきましては、これまでにつきましても省令の基準どおり適切に運営しておるということでございます。これをもちまして市において今後においても独自基準を設けないということではなく、当然状況を確認しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

また、2点目の新総合事業、こちらにつきましては先ほど議決頂きました議案第12号の中でもございましたように、このたびの介護保険制度の改正の中でおりまして、新しい総合事業、介護予防・日常生活支援総合事業ということでございまして、要支援1、2の方、現在予防給付で通所介護、訪問介護の要支援1、2の方につきましては、新しく市町村の事業であります地域支援事業の方へ移行というものでございます。

財源構成は、先ほど申し上げましたとおり国、県、市の公費部分と保険の部分で現行どおり構成されるということになっております。

そこで、この新総合事業の移行ということから、従来の要支援1、2の方、こちらの方に同様のサービスが提供されるよう適切な基準を定めるべきではないかということであろうかと思いますが、今回の制度改正につきましては同じたびたび出させて頂いておりますが、地域包括ケアシステムの構築ということ、これは平成37年2025年には団塊の世代の方が75歳を迎えるなど、少子・高齢化が一層進展していきまして、そういった中このたびの制度改正では住みなれた地域で人生の最期まで自分らしい生活を送ることができるようこのシステムの実現におきまして制度の持続可能性を確保しながら生活支援の体制整備へ向けた取組を推進するなど、所要の見直しが行われておるところでございます。

この新しい総合事業につきましては、市が中心となりまして地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画致しまして、多様なサービスを実施する事業とこういったものでございます。

地域の支え合いの体制づくりの推進、また要支援者等に対しまして効果的、効率的な支援を実施することをこういったことを目指す事業でございます。従来、予防給付から提供されておりました訪問介護、通所介護がこの新しい総合事業、新総合事業へ移行するとこういったことになるため、必要な体制の整備につきましては関係機関との連携を図りまして適切に進めてまいりたいと考えておりますので、御理解頂きますようよろしくお願いを致します。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 13番松本議員。

13番（松本 進君） 端的に聞きますけれども、平成27年度から昨年一旦6月に交付された医療総合法ですか、総合医療介護法ですか、これに基づけば平成27年、今年4月から要支援1、2のサービスでいえば自治体で対応しなさいよということになってますよね。

ですから、私はまだできてないという風に思っていたんですが、これが確認ですから、この4月からこれは実施できると、実施できるんでしたら人とか、設備とか、そういった基準がある訳ですから、それは今のような同様のサービスを提供するということが今言われる訳ですから、今の現在の介護保険法で決めてるような人なり設備なり運用ができると

いう風に理解していいんでしょうか。4月1日から竹原市では、外れた分を市独自でサービスを行うと、その基準はこうであるというのを教えてください。

議長（北元 豊君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） お答え致します。

この新しい総合事業の実施時期につきましては、先ほどの議案第12号でもお答えしましたが、市の方としましては27年4月の施行ではなく、1年間猶予を設けて28年4月から施行するという予定にしております。

議員の方からもございますように、人的な面、また施設の面等もございますし、このたびの条例案の中でございますように、そういった職務の面とまた事業所あるいは地域等もお話することも多々ございますので、その点を踏まえまして施行時期につきましては平成28年4月ということにしておりますので、よろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 13番松本議員。

13番（松本 進君） 基準から具体的な話の方がわかりやすいと思って今やってる訳ですけども、要するに法律は4月1日、今年4月1日からやりなさいと、それが実際問題できない訳ですよ。ですから、いろいろその、どこの自治体も困ってるんでしょうけれども、法律はつくったけれどもその体制というのがなかなか難しいよというのが現実であろうという風に私は推測できるんですけども、実際1年間でかけてやるんでしょうね。準備されるんでしょうけれども、要するにこれはやっぱり現在と同様の質のサービス、あるいは同様の負担、これは1割負担が今原則ですけど、この高い安いは今は別として、その1割負担、利用料の1割負担ということが原則になってます。

ですから、少なくとも今の人の配置基準、設備、その運営ということを守らないと私は同様のサービスができないというように思ってる訳です。ですから、新しい新総合事業法になっても同じような基準といいますか、人の配置、面積の問題、運営の問題というのは今の現在の介護保険法の同様の基準というか、それはやっぱり最低限守っていくよという風に理解をすればいいんでしょうか。ちょっと3回目ですから端的にお答え。

議長（北元 豊君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） 新しい総合事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり移行するサービスのものと同様のサービスのものでございます。訪問型サービス、通所型サービスにつきましても、現行相当のもの、多様なサービスということがございます。

現行相当と多様なサービスにつきましても、議員からのお話ございますように人の配置、基準等につきましては当然下回るべきではございませんし、さきの議案でもございましたように保険料も改定されるということでございます。1年間の猶予等はございますけど、早急にこのサービスに向けまして関係事業者あるいは地域の方等とお話しながら鋭意取り組んでまいって、よりよいサービスにつながるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略致したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16

議長（北元 豊君） 日程第16、議案第14号竹原市行政手続条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第14号竹原市行政手続条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、行政手続法の一部が改正されたことを踏まえ、法律または条例の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度及び法令に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求める制度を整備するなどするものであります。

改正の内容につきましては、行政指導をする際に許認可等をする権限を行使し得る旨を示す時は相手方にその根拠を示すこと、行政指導が法令に適合しないと思料する時はその相手方は当該行政指導の中止等の措置をとることを求めることができるものとし、市がこれを認める時は中止等の措置をとらなければならないこと、法令の違反事実がある際に必要な処分または行政指導がされていないと思料する時は、何人も当該処分または行政指導をすることを求めることができるものとし、市がこれを認める時は当該処分または行政指導をしなければならないことを定めるものであります。

何卒、慎重に御審議頂いた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第37条3項の規定により、委員会付託を省略致したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 17

議長（北元 豊君） 日程第 17，議案第 15 号竹原市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第 15 号竹原市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令において、風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部が改正され、2 以上の市町村の区域にわたる面積が 10 ヘクタール以上の風致地区を除くものにおける建築等の規制について市町村において条例を定めることとされたことに伴い、規制対象となる面積を改正するものであります。

改正の内容につきましては、市が規制する風致地区の面積要件について 10 ヘクタール未満とする規定を削除するものであります。

何卒、慎重に御審議頂いた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略致したいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮り致します。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

3月4日午前10時から会議を再開することとし、本日はこれにて延会致します。

午後3時29分 延会